令和7年度第1回加東市子ども・子育て会議次第

令和7年6月26日(木)午後2時~ 社公民館 2階 研修室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - (1) 副会長の選出について (資料①)
 - (2) 第2期加東市子ども・子育て支援事業計画令和6年度の進捗状況について (資料②-1、②-2、②-3)
- 4 その他
- 5 閉 会

資料①

○加東市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日 条例第30号

(設置)

第1条 <u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項</u>の規定に基づき、加東市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令5条例5•一部改正)

(組織等)

- 第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 子どもの保護者(<u>法第6条第1項</u>に規定する子どもの保護者(<u>同条第2項</u>に規定する保護者をいう。)をいう。)
 - (2) 子ども・子育て支援(<u>法第7条第1項</u>に規定する子ども・子育て支援をいう。<u>次号</u>において同じ。)に関する事業に従事する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
 - (4) 公募による市民
 - (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長(その職務を代理する副会長を含む。)が定まっていないときは、市長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取)
- 第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その説明若しくは意見を聴き、 又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局こども未来部こども教育課において処理する。

(平30条例1·一部改正)

(委任)

(庶務)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
 - (加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 <u>加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年加東市条例第37号)</u>の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成30年3月1日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月2日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

資料②-1

第2期加東市子ども・子育て支援事業計画令和6年度の進捗状況(教育・保育事業)

計画に定める、「3教育・保育事業の提供(計画書P75-76)」において、保育所・幼稚園・認定こども園等の利用見込み人数(量の見込み(A))に対し、令和6年度において、加東市内全体でどれだけの定員枠を確保したか(定員(B))、実際にどれだけの利用があったか(利用人数(C)R7.3.1現在)を表にしたもの。

		1号認定子ども	2号認定 (3~5歳(≧子ども 保育必要)	3号認定子ども
		(3~5歳保育不要)	学校教育の 利用希望	保育所	(0~2歳保育必要)
量の見	利用見込の人数 (市外の子ども含む)	270	32	814	431
込み	合計(A)	270	32 84	814	431
	認定こども園	194		638	349
	 保育所			80	40
	幼稚園				
	小計	194		718	389
<u></u>	確認を受けない幼稚園 (附属幼稚園)	130	30		
定員	認可外保育施設 (鴨川保育園)			13	7
	企業主導型保育事業				18
	小計	130	30	13	25
	合 計(B)	324	30	731	414
		021	76	1	
	認定こども園	141		663	359
±ıl	保育所			54	33
利 用	幼稚園				
人数	小計	141		717	392
市	確認を受けない幼稚園 (附属幼稚園)	27	40		
外の子に	認可外保育施設 (鴨川保育園)			7	4
子ども含む)	企業主導型保育事業				16
む)	小計	27	40	7	20
	合 計(C)	168	40 76	724 4	412

第2期加東市子ども・子育て支援事業計画 令和6年度の進捗状況(地域子ども・子育て支援事業)

計画に定める、「4地域子ども・子育て支援事業の提供(計画書P77-82)」におい て、利用見込み人数(計画)に対し、令和6年度において、実際にどれだけの利用 があったか(実績)を表にしたもの。 ※人日(延べ)とは、年間利用者の延べ人数を示します。

	区	4	分			計	画	実	績
(1)	江巨伊玄声坐	量	の .	見込	み	597	人(実)	381	人(実)
(1)	延長保育事業	確	保	方	策	597	人(実)	381	人(実)
(2)	地域子育て	量	の .	見込	み	83,804	人日(延べ)	67,899	人日(延べ)
(2)	支援拠点事業	確	保	方	策	4	か所	4	か所
		量0	り見込	₹ (1))	137	人日(延べ)	236	人日(延べ)
		確	保 方	策(②)	137	人日(延べ)	236	人日(延べ)
(3)	病児・病後児		俸	児 対	가 변	1	か所	1	か所
	保育事業	内訳	7内	가 지	心至	4	総定員	4	総定員
		LAD/	Æ	悠旧 去	+ rk #II	0	か所	0	か所
			扔	病後児対応型 …		0	総定員	0	総定員
(4)	放課後児童	量0	量の見込み(①) 確保方策(②)		437	人(実)	442	人(実)	
(4)	健全育成事業	確			443	人(実)	493	人(実)	
(5)	子育て短期 支援事業(短期入	量の見込み(①)		22	人日(延べ)	0	人日(延べ)		
(3)	所生活支援事業)	確	保 方	策(②)	22	人日(延べ)	21	人日(延べ)
		量の	1号認定による利用		5,144	人日(延べ)	4,023	人日(延べ)	
		見込み	2号	·認定に。	よる利用	0	人日(延べ)	0	人日(延べ)
	一時預かり事業			確 保	量	5,144	人年	4,023	人年
	(幼稚園型)	確保	実	施	園 数	12	園	12	園
		方策		内訳 -	公立	2	園	2	園
(6)				LAD/	私立	10	園	10	園
(0)			量の	見込み		938	人日(延べ)	621	人日(延べ)
			確保	片方 策		938	人日(延べ)	621	人日(延べ)
	一時預かり事業		_	保	育所	1	か所	1	か所
	(幼稚園型を 除く)	箇所数 般 型	— 加	認定こ	ども園	12	か所	12	か所
			型型	地域子育	て支援拠点	0	か所	0	か所
				そ	の他	0	か所	1	か所

第2期加東市子ども・子育て支援事業計画

								.	
(7)	利用者	量	の 見 込 <i>み</i>	∤	3	か所	3	か所	
(1)	支援事業	確	保 方 策	<u> </u>	3	か所	3	か所	
(8)	子育て援助 活動支援事業	量	の見込み	٠	505	人日(延べ)	183	人日(延べ)	
(0)	(ファミリー・サホ°-ト・セ ンタ-事業)	確	保 方 策	F-V-	505	人日(延べ)	183	人日(延べ)	
		刪	の 見 込 み	<i>\</i>	364	人(実)	284	人(実)	
(9)	乳児家庭		実 施 体	制	2	人	2	人	
(9)	全戸訪問事業	確保 方策	実施機	関	市(保健セン	ノタ <i>ー</i>)	市(保健セン	vタ ー)	
		•	委 託 団 体	等	なし		なし		
	養育支援	量	の 見 込 み	+	92	人(延べ)	102	人(延べ)	
(10)			実 施 体	制	2	人	1	人	
(10)	訪問事業	確保 方策	実施機	関	市(福祉総務課)		市(福祉総務課)		
		•	委 託 団 体	等	なし		なし		
		量の	人	数	421	人(実)	488	人(実)	
		見込み	健康診回	数	4,223	回年(延べ)	4,887	回年(延べ)	
(11)	妊婦健康診査		実施場	所	医療	機関	医療	· 機関	
(11)	事業	確保	実施体	制	医療機関へ委託		医療機関へ委託		
			検査項	目	血液検査、起 子宮頸がん様		■ 血液検査、超音波検査、 子宮頸がん検診等		
			実施時	期		実施	通年	実施	

第2期加東市子ども・子育て支援事業計画 進捗状況シート

《令和6年度進捗状況 点検・評価》

状況

「A(十分達成できた)」

「B(概ね達成できた)」

「C(達成できなかった)」

「-(該当なし、既に廃止等)」

基本目標 I すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本施策 I-1 子どもの豊かな心を育む環境の充実

具体的施策1 子どもの健全育成

①児童の健全育成の拠点としての児童館づくり

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
1	地域の子育て支援の活動拠点 としての整備	施設を適切に維持・管理します。		社児童館「やしろこどものいえ」では、食堂の 空調設備が故障したため、空調設備を更新し た。また、滝野児童館(きらら)では、空調設 備の更新工事に取り組んだ。	Α	経年劣化防止のための継続的な修繕が必要である。
2	活動事業の充実	利用者のニーズにあわせ事業の見直しや事業のさらなる 充実を図ります。また、新たな利用者を開拓し、きめ細 やかな活動を充実することで、子育て家庭への支援に努 めます。				
2-1		子育て中の保護者と子どもが集まり、さまざまな活動を 通じて親子のふれあい、保護者同士の交流を促進しま す。		就園前の乳幼児と保護者のための登録制の活動で、毎月1回ふれあい遊びや季節の遊びを行い、親子のスキンシップを図ったり、乳幼児の社会性を育んだりした。また、親同士の交流を図り、子育ての仲間づくりを行った。	А	就園が早くなっているため、登録者数が減少して いる。
2-2	かとう子育てセミナー	子育てに関する講演会等の学びの機会を設け、家庭の子 育て力の向上に努めます。	こども教育課	登録者対象に、子育てに関する講演会やふれあ い遊び、コンサート等を開催した。	А	さらに魅力ある内容の企画・運営を行う。
2-3		少人数による講座、体験活動、館外学習等を実施し、子 育て家庭に学びの機会を提供します。	こども教育課	就園前の乳幼児と保護者のための登録制の活動で、保護者を対象とした子育でカアップ講座や 破磨き教室、ベビーマッサージなど、学びとリ フレッシュを兼ねた講座を開催し、子育でを支 援した。	А	継続的な参加を促すために、保護者のメンタルケア、リフレッシュ等を視野に入れて、活動を工夫していく。
2-4	よーい・どん!ひろば事業	子どもの体や心の成長に欠かせない外遊びを推進すると ともに、継続的に体幹を鍛える活動を実施します。		走ることができるようになった幼児を対象に、 屋外の大型遊具や屋内のサーキット遊具を使っ て、外遊びや体感を鍛える活動を計画し、推進 した。	Α	利用者の低年齢化(乳児参加の増加)により、活動内容が制限されてきた。
3	情報提供・相談体制づくり	子育てに関する情報提供を行うほか、講演会、学習会を 実施します。子育ての不安感、負担感の軽減のため、児 童厚生員や家庭児童相談員による相談事業を実施しま す。また、地域子育て支援拠点での「利用者支援事業」 を実施します。	こども教育課	これまでのホームページやR6年度から新たにインスタを活用し、イベントや子育てに関する情報を発信した。社児童館と東条鯉こいランドにおいて、兵庫県が主催する子育て支援員研修を修了した児童厚生員を配置し、相談等を受ける利用者支援事業を実施した。	А	ホームページ、インスタでの情報発信の強化が必要。 また、R2年度から実施している利用者支援事業 を、社児童館、東条鯉こいランドに加え、滝野児 童館でも実施する。

②子どもが本に親しめる環境づくりの促進

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
4		子どもと子育てに関わる人の読書環境を整えるよう努めます。また、子どもが本に触れる機会を増やす取組を、 さらに拡大します。		利用状況に沿った児童書の購入ができた。「おとどけ図書館」では子どもたちの身近に本がある環境づくりに貢献した。「おでかけ図書館」を募集・実施し図書館の利用を体験してもらうことで、図書館を身近に感じてもらえた。	В	「おとどけ図書館」中学校1校が参加していない ため、参加を促していく。
5	図書館におけるおはなし会等	子ども対象の行事を実施し、子どもが本に触れる機会を 増やすよう努めます。また、子どもを中心とした参加型 の事業を実施し、図書館を訪れる機会の拡充を図りま す。		「おはなし会」等子どもを対象とした行事を行うことで、図書館に興味を持ってもらい来館を促進できた。また「ブックスタート」では分か月児検診時に、絵本をプレゼントし家庭でも絵本を楽しんでもらうことで、図書館利用を促進した。		ホームページや図書館だより、チラシ等で「おはなし会」や行事を周知し、来館につなげる。

③公民館における児童の健全育成事業の推進

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
6		体験活動等の機会を充実することで、子どもの豊かな成 長を支援します。				
6-1		放課後や週末における、スポーツや文化活動等のさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を推進します。また、各地区での実施に向けた支援を行います。	生涯学習課	地域の指導者や学生ボランティア、異年齢の子ともたちが一緒になって活動し、勉強や遊びの交流を通して、人間関係、上下関係、規律及び道徳心を理解し、仲間づくりの術を学ぶことができた。 参加人数:508名	А	今後も、教室の基盤を支える地域指導者の要望を 聞き、協力体制を維持しながら、教室運営に努め る。
6-2		野外活動や工作教室等、普段の生活ではできない有意義 な体験活動を実施します。参加定員の拡大と事業の充実 に努めます。	牛涯学習課	様々な体験活動を実施することで、自らの知識 や技術の向上を図ることができた。 参加人数:245名	А	活動メニューの充実とともに、新規の参加者の増加を図る。
6-3	社会教育団体の活動支援	市文化連盟や連合婦人会・連合PTA等、地域住民の自主的な参画による社会教育団体の活動支援に努め、多世代の交流を図ります。		加東市文化連盟・加東市連合婦人会・加東市連合PTA等に対して活動支援に努めた。	A	今後も、工夫や変化を加えながら事業展開に努め る。

具体的施策2 子どもの健康づくり

①正しい生活習慣の推進

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
7	体育と技術・家庭科教育の充 実	学校での体育・保健体育、技術・家庭科を中心に、健康 教育を継続的に実施します。喫煙、飲酒、薬物乱用、感 染症(インフルエンザ、エイズ)やアレルギー疾患など について、正しく理解し、予防する能力や態度の育成を 図ります。	学校教育課	主として、小学校体育科の保健領域、中学校保健体育科の保健分野の授業において、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活や、生活習慣などの生活行動が主な要因となって起こる病気の予防について指導した。保健体育科、技術・家庭科では、食事の役割や生活習慣病の予防、薬物乱用、エイズを含む感染症の理解と予防、心のケアについて指導した。	А	教科の学習を通して正しい知識を習得させるとともに、日々の生活をふり返り、生活習慣病等の予防につながるように指導する。感染症について、これまでの生活から得た正しい知識と対策を指導していくとともに、予防についての理解を深める。
8	望ましい食習慣の定着	関係部署が連携しながら、食育に関する事業を実施する ことで、食の大切さを啓発していきます。				
8-1	食育ぱくぱく教室	保育所等において、さまざまな教材を用いた食育教室や調理実習等を行い、食べ物の5つの力である「食べ物を選ぶ力」「食べ物の味が分かる力」「料理ができる力」「食べ物のいのちが分かる力」「元気な体が分かる力」を学ぶ機会をつくり、「食」への理解促進と望ましい生活習慣の定着を図ります。	健康課	こども園や児童館において、紙芝居やエプロンシアターなどの媒体を使った食育教室を行い、親子で楽しみながら食への理解を促した。また、早寝・早起き・朝ごはんの普及もあわせて実施した。	Α	継続して保護者と一緒に学んでもらえる機会が必 要。
8-2	食育授業	食育カリキュラムに基づき、給食の時間や食育授業等を 通じ、自分の食生活を見直し、より良い食生活をつくる ことや、健全な食生活の確立が豊かな人間性を育む基礎 になることを理解させるとともに、子どもを通じて家 庭・地域へ向けた啓発を行います。	学校給食センター	栄養教諭が給食指導のため訪問し、給食指導訪問の給食時間に配膳の仕方や食べる様子等を確認しながら食に関する指導をするとができる。また、三色食品群「赤・黄・緑」による食事の基本、食の大切さ、食べ物に対する感謝の気持ち、地産地消についてなど、様々な観点から授業を実施した。	А	子どもの頃からの食育は、健全な食生活の確立の 基礎となることから、継続して実施していく。
8-3	食育推進事業	子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることを目的として、学校において食育カリキュラムに基づき、組織的・計画的に食育を推進します。食育の研究校を指定し実践研究を行うことで、市み学校における食育の充実を図ります。加東市食育推進委員会等を通して情報交流を行い、食育の推進を図るとともに、各校における食育に関する取組のPDCAサイクルの確立を目指します。	学校給食センター	学校における食育の重要性に対する理解の推進と、学校教育活動全体での食に関する指導の充実に資するため、食育活動支援を実施した。また、加東市食育推進委員会(学校教育課)を通じて、その成果を加東市内の全学校で共有する取組を行った。	А	R7年度は栄養教諭が食育推進校(滝野中学校)へ 配置され、引き続き食育活動支援を実施する。
8-4	食育指導	食についての関心や理解を深め、健全な食習慣が定着するよう、集団教育、個別相談の充実を図ります。	健康課	小学校では、「すがたを変える大豆」の授業の中で豆腐作りの調理実習を行った。また中学校では、和食をテーマにだしのとり方やだしを使った調理実習を行い、和食の関心を高めた。	А	限られた時間で実施するため、参加者全員に理解 してもらえる内容や確認を行っていく。

8-5	親子料理教室	夏休み期間中に親子料理教室を開催して、栄養教諭や食育推進専門員による正しい食生活の大切さを伝える食育指導を行います。	学校給食センター	当該事業については、学校給食センター職員が 教室を実施していたが、感染予防対策や衛生管 理の観点から、R2年度から中止している。	-	R7年度より当該事業は廃止とするが、調理実習を 伴わない事業(給食センター見学会など)により 食の大切さを周知していく。
8-6	子校結長セノダー兄子芸のよりが全角の試合	給食センター見学会および親子給食試食会を開催して、 学校給食の理解を深めるとともに試食会では、安全安心 な地場産の食材を活用した給食を試食します。	学校給食センター	PTCA親子活動の受入れをし、普段食べている給食を調理員が作っている様子の見学や栄養教諭の講話等、親子で学ぶ機会とした。開催回数:4回	А	施設の都合上、一度に多人数を受け入れることは 困難であるが、今後も見学希望の学校があれば受 入れをしていく。
9	家庭への意識啓発	発育・発達段階に応じた生活習慣についての正しい知 識、情報を提供するとともに、相談体制の充実を図りま す。				
9-1	食に関する学習機会の提供	乳幼児健診や教室時に、正しい食生活への意識を高める ための講話や離乳食実習等を実施します。また、妊産婦 や、乳幼児をはじめとする子どもを対象に、発達段階に 応じた相談を行い、家庭における食育を支援します。	健康課	各乳幼児健診・相談時に、正しい食生活への意識を高めるため個別支援を行った。また、妊産場や乳幼児をはじめとする子どもを対象に発達段階に応じた相談を行い、家庭における食育を支援した。	Α	支援が必要な方には、個別で継続的な支援が必 要。
			健康課	家庭料理等をケーブルテレビやホームページで紹介し、普及活動を行った。また、和食を推進するために健診や教室等でチラシを配布、広報紙やケーブルテレビで和食の良さをPRした。	А	地産地消を含めた伝統的な家庭料理や手軽に作れる料理の普及。
9-2	食に関する情報提供	広報紙やケーブルテレビ等で食育関連の情報を提供します。家庭における望ましい食習慣や食材の情報を伝えるほか、地産地消を含めた伝統的な家庭料理や、手軽で栄養的にも配慮された料理の普及に努めます。また、園だよりや給食センターだより、食育だよりを通じて「栄養」や「食」に関する情報を提供します。	保育所・認定こども園	乳児の発達や、アレルギーに対応した献立を保護者の方と情報を共有しながら個別に作成し、安心安全な食事の提供をした。また、「カミカミメニュー」として、咀嚼の強化を考慮したレシピや地域の特産物であるもち麦を使ったメニューを取り入れ、毎月の献立表で保護者の方に情報の提供をした。	А	アレルギーに関しては、改善や変化があることが 予想されるので、定期的に保護者と懇談するなど 配慮し、対応などについて記録したものを園職員 と保護者で共有する必要がある。
			学校給食センター	全児童生徒に配布する学校給食の献立表「かとうのこんだて」にて、その時期に応じた食に関する情報を提供した。また、ホームページに毎月の献立表や、給食の写真を月ごとに掲載し、加東市学校給食を知るツールとした。	А	今後も「かとうのこんだて」を通して食に関する情報を発信することで、家庭でも食育に関心を持つ機会とするとともに、最新情報や季節に応じた情報提供をしていく。
9–3	早寝・早起き・朝ごはん運動 の推進	乳幼児健診や教室等で個別相談を実施し、正しい生活習慣が身に付くよう支援します。ケーブルテレビや広報紙を活用して普及啓発を図るほか、幼稚園、保育所、認定こども園に通う5歳児を対象に、「早寝・早起き・朝ごはん」に3週間家庭で取り組む「こどもさんさんチャレンジ」を実施し、生活習慣の基礎づくりに努めます。	健康課	市内の幼稚園、保育所、認定こども園の年長児を対象に、早寝・早起き・朝ごはんの3項目についてチャレンジシートを用いて、3週間取り組んだ。回収率:70.3%	А	「こどもさんさんチャレンジ」におけるシートの「回収率の増加。
	D+1165					

②思春期保健対策の充実

ı	No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
	10	健全な性教育の推進	学校の体育・保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を中心に、発達段階に応じて、性に関する知識を普及させます。また、家庭、地域の理解を得ながら、児童生徒が健全な異性観を持ち、これに基づいた正しい行動がとれるように指導していきます。	学校教育課	体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて、性教育の学習を行った。また、小学校の理科においてもヒトの受精卵の成長について学習を行った。児童生徒の実態に応じた学習内容になるように工夫した。		学校教育全体を通して健全な性意識が持てるよう推進していく。LGBTQについても正しく理解できるよう発達段階に応じて指導し、多様性を認め合える学級経営を推進していく。
	11		インターネットの有害情報から子どもたちを守り、ネット犯罪等の被害者にも加害者にもならないように、ネット見守り活動や保護者、地域への啓発に取り組みます。また、子どもたちの発達段階に応じた情報モラル学習を行います。	学校教育課	小・中・義務教育学校における、専門家による 情報モラル研修会や市内中学校生徒会による SNS利用ルール等を通じて、ネット利用に関す るルールやマナーを守って安全に情報機器を活 用する意識を向上させることができた。	А	1人1台PCの持ち帰りに際し、個人情報を大切にすること、インターネット利用時のマナーやルールについて指導するとともに、ネット見守り活動や保護者、地域への啓発、子どもたちの発達段階に応じた情報モラル学習を実施していく。

_				1 - 1 - 1 - 2 - 2 - 1 - 1 - 2 - 2 - 2 -		Intellation of the section of the se
12	喫煙・飲酒・薬物の害に関す	喫煙や飲酒、薬物乱用、過剰なダイエット、心の健康問題等に関する学習の機会を設け、ライフスキル能力の育成に努めます。また、加東健康福祉事務所、小野市・加	健康課	まちぐるみ総合健診や年2回禁煙チャレンジ週間を設定して禁煙情報の普及啓発に努めたほか、母子健康手帳交付時や禁煙相談来所時に個別の禁煙相談を行った。 また、高校生への授業で喫煙の書に関する周知を行い、正しい知識の普及に努めた。	А	健診や相談時、受動喫煙防止や禁煙希望者への個別相談を実施する。また、喫煙、飲酒、薬物の害について、正しい知識の普及に努める。
12		東市医師会等との連携を密にし、さまざまな機会を活用して知識の普及に努めるほか、ポスターやパンフレット等による啓発など、予防的な取組を行います。	学校教育課	体育科、保健体育科において、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に与える影響について、児童生徒の発達段階に応じた指導を行った。また、薬物の正しい知識の習得と規範意識の向上を図るため、薬物乱用防止教室を全学校で実施した。	А	大麻事犯の増加や市販薬の過量服薬など、児童生徒の実情に応じた課題を取り上げながら、薬物乱用防止教室を開催し、児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性を理解し適切に行動できるよう、薬物乱用防止教育の推進に取り組む。
13	子どもの心の問題についての 支援	スクールカウンセラーや臨床心理士の計画的な配置を行うとともに、関係部署が連携することで、児童・生徒の 心の問題の早期発見・早期対応に努めます。				
13-1	スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、全市立中学校と市立小学校2校にスクールカウンセラーを配置し、子どもの心の相談の充実を図ります。また、スクールカウンセラーと教職員および保護者との連携を強化することによって、校内の教育相談体制を強化するとともに、不登校等についての理解と支援の輪を広げます。	学校教育課	児童生徒や保護者、教職員からの相談に対応 し、年間の相談件数は1,661件だった。また、 教職員対象のカウンセリングマインド研修や児 童生徒対象の教育プログラムを実施するととも に、日常的に児童生徒の学校生活を観察することによって、いじめや不登校等の未然防止や早 期発見に努めた。	А	相談が必要と思われる児童生徒及び保護者に対して、スクールカウンセラーとつなぐことが困難なケースもある。スクールカウンセラーを核に据え、校内連携及び校外連携を強化することによって、より一層、一人一人の児童生徒に寄り添った教育相談体制の構築を推進していく。
13-2	適応指導教室	学校への不適応等の理由により、学校を長期にわたり欠席している児童・生徒について、個々の状態に応じた指導・相談を行います。また、自立を図るきめ細やかな指導を実施するため、指導員2名、指導補助員1名を配置する体制をとり、教室生の自立と学校復帰につなげます。	学校教育課	登録児童生徒数は前年度より増え、38名と需要が高まっている。また、通所児童生徒の様子について、学校や保護者に情報提供し、連携した支援を行った。	В	登録はしているが、なかなか通所できていない児童生徒が多数いる。関係機関との連携を強化し、児童生徒支援を行う必要がある。また、指導員の増員及び研修体制の構築も必要であると考える。
13-3	不登校児童生徒への支援	各学校において、不登校児童・生徒の減少に向け、組織 的に取り組みます。	学校教育課	保護者との連絡を密にし、教育支援センターや 校内サポートルーム指導、自分で選択した授業 への教室参加等の段階的な支援を行った結果、 不登校児童生徒数が昨年度より4名減少した。 また、不登校対策委員会を開催し、改善が図れ た事例を共有した。4校を不登校支援研究推進 校に指定するとともに、ケース会議等に講師を 派遣し、個々の対応を協議した。	А	不登校児童生徒数は依然多い状況であるため、引き続き不登校支援研究指定校へ講師を派遣し、不登校児童生徒への理解を深め、不登校の早期発見・対応に努める。
		各学校において、「加東市いじめ防止基本方針」および	健康課	市民が利用できる市内外のこころの健康に関する相談窓口一覧チラシを作成し、周知した。また、こころの健康がくりネットワーク会議で庁内ネットワークの強化を図るとともに、個別ケース支援について他機関を含め連携を図った。	А	相談窓口の周知を継続するとともに、関係機関と の連携強化に努める。
13-4	相談体制の強化	「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ対応 チームが中心となり、いじめの未然防止、早期発見・早 期対応に努めます。また、児童生徒の問題行動や不登ಳ の未然防止や早期発見・早期解決のため、スクールカウ フーやスクールソーシャルワーカーに加えて、学校 支援チーム、警察、こども家庭センター等の専門機関と	発達サポートセンター	R6年度から新たに「はびあプラザ」を開催した ほか、「子どもの発達・何でも相談」の実施日 を追加し、こどもの発達や行動面、学習面など の気になることについて相談機会を増やすこと で、相談体制の充実と早期対応の強化を図っ た。	А	相談窓口や「はびあプラザ」等の相談機会の周知に努めるとともに、相談や支援を必要とする人がより気軽に利用できるよう、事業の内容や実施方法、予約方法等の見直しを検討が必要。 また、必要に応じて相談前後の支援やフォローについて、関係機関との連携強化に取り組む。
		の連携を強化するとともに、適切な指導体制を整え、毅然とした指導や心のケアの充実に努めます。	社会福祉課	障害のあるこどもや、障害福祉サービスを希望 するこどもとその保護者に対し、必要な手続き や相談を実施した。	А	個人情報保護の観点から、関係課及び各事業所と の連携において慎重な対応が必要である。
			学校教育課	「来所相談」「電話相談」(月)〜(金) 8時30分〜17時15分 児童生徒の教育に関する悩みや進路に関する相 談を受けた。	А	引き続き、相談者の話を傾聴することで、相談者 の思いに寄り添うことが必要。また、1人1台タブ レットに一人で悩まないよう、メッセージを載 せ、相談場所があることを周知する。
13-5	生命と心を大切にする教育の 推進	生命の大切さや思いやりの心などを育て、いじめや自殺をなくすための啓発やSOSの出し方に関する教育の実施に努めます。また、高齢者や障害のある人への理解を深め、社会活動に積極的に参加する意欲や態度を育みます。	学校教育課	自分を大切にするとともに、お互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心、思いやりに満ちた人間関係が構築できるよう、道徳の授業や体験活動の充実に努めた。	А	道徳科を中心に、生命を尊重する心や思いやりの 心を育てるとともに、学年間・校種間の接続や系 統性を踏まえた指導を進めていく。

具体的施策3 次代の親づくり

①次代の親の育成

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
14	乳幼児とふれあう機会づくり	児童館のひろば事業等の機会を利用した小・中学生と幼児とのふれあい体験を継続的に実施し、命の大切さや、子どもを生み育むことの大切さを伝えます。				
14-1	教育媒体の提供	小・中・高等学校に赤ちゃん人形や妊婦体験グッズなどの教育媒体を提供し、妊娠・育児への学びが深められるよう支援します。	健康課	市内の高校の授業で写真やイラスト、赤ちゃん 人形や妊婦体験グッズを使って妊娠・育児への 学びが深められるよう支援した。	Α	小学校、中学校への教育媒体の提供を行ってい く。
14-2	学生 4 の参加	小中学校に出向き、乳幼児とふれあう機会を設けます。 乳幼児とのふれあい体験を通して、子どもが育つ環境に ついて、理解を深めていきます。	児重館	小学校、こども園、保健センター、アフタース クールを訪問し、読み聞かせ等を実施し、幼児 76名、小学生554名が参加した。 実施回数:34回	Α	単発の活動ではなく、赤ちゃん交流を小・中学校 のカリキュラム上にしっかり位置づけることが大 切となってくる。
15	将来の進路・生き方を考える 機会づくり	「トライやる・ウィーク」などの職業体験活動等をはじめ、キャリア教育の充実に取り組みます。				
15-1	キャリア教育の推進	夢や目標をもち具体的な計画を立て、その実現に向かって進んでいく力(キャリアプランニング能力)を育成するため、各発達段階に即して「学ごこと」「働くこと」「生きること」など将来の生き方を理解し、自己の社会的役割について考える力の育成を図ります。	学校教育課	キャリアノートやキャリアパスポートを活用し、児童生徒が自身の変容や成長を評価したり、家族、友達、社会とのつながりを認識したりできるように指導した。キャリア教育研修会を実施し、「付けたい力」を明確にした9年間を通した年間カリキュラムの作成を行った。		キャリアノートやキャリアパスポートの効果的な活用について協議するとともに、作成した「付けたい力」を明確にした年間カリキュラムを用いて実践していく。

具体的施策4 子どもの「生きる力」の育成

①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育活動

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
16	この個とかる子自担会の推進	基礎的・基本的な知識および技能を習得し、課題解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うために、指導方法のさらなる工夫・改善に取り組みます。				
16-1	学習チューター派遣事業	児童生徒へのきめ細やかな指導を一層充実させ、学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を図るため、教員を志望する学生等を小中学校に派遣します。	学校教育課	児童生徒の学習支援のため、教員免許保有者や 教員を目指す学生を市立各学校に配置し、学習 指導補助を行った。学習支援員51名で延べ 5,464時間の支援を行った。		今後とも、児童生徒へのきめ細やかな指導を一層 充実させ、学習上のつまずきの解消や学習意欲の 向上を図る。
16-2	学力向上推進事業	子どもたちの「確かな学力」と「豊かな学び」を育むために、全国学力・学習状況調査結果を分析し、教育指導の充実や学習状況の改善に活用します。	אשנואנאו	児童生徒の学力向上を図るため、学力向上プロジェクト委員会を年3回開催した。社、滝野、 東条の地域ごとに小中学校合同で検討し、9年 間を見据えて、学習上のつまずきを把握し、個 に応じた学習支援の充実を図った。	R	全国学力・学習状況調査結果を踏まえた授業改善を行い、きめ細やかな指導を通じて、引き続き、確かな学力の育成を目指す。 学力向上研究モデル事業において、2校を指定し3か年計画で研究を進めていく。
16-3	ICT教育推進事業	子どもたちの情報活用能力の育成を図るため、ICTを 効果的に活用した教育を推進します。	אשניואנאו נ	1人1台PCを使用し、学習アプリやプログラミング教材等のICT機器を効果的に活用した授業に取り組んだ。ICT支援員を各校に配置し、授業におけるICT機器使用の提案や研修、教員の支援を行った。		個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に 向けて、今後とも、子どもたちの情報活用能力の 育成を図るとともに、ICT機器を効果的に活用し た教育を推進する。
16-4		放課後に地域人材を活用した補充学習を実施し、児童生 徒の学習機会の充実や基礎学力の定着を図ります。	学校教育課	児童生徒の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図るため、県の「ひょうごがんばり学びタイム」事業を活用して、地域の指導員を配置した放課後学習の場を開設し、児童生徒の自主的な学習を支援した。各学校25回、全275回実施し、4,364名の児童生徒が参加した。	А	自主的な参加の機会を設けて、引き続き、児童生 徒の自主学習を支援していく。

16-5		長期休業中に自主的な学習をサポートする場所や支援者を提供し、「自分の苦手分野を克服し、得意分野を伸ばしたい」「授業で学んだ学習内容を定着させたい」「新しい学習に挑戦したい」などの児童生徒一人ひとりの学習意欲に応えます。	学校教育課	長期休業中に自主学習を支援する場に児童生徒が集い、集中して学習に臨む機会が設定できた。延べ267名の児童生徒が参加して、進んで学習する姿が見られた。	А	自主学習室だけでなく、家庭での一人学習につな げていくことが課題である。今後は、学習支援員 を活用して、児童生徒の自主学習を支援してい く。
17	発達段階に応じた系統性を重 視した体験活動の充実	体験を重視した授業により、一人ひとりの心に響く教育 を推進します。また、自然体験、社会体験活動の充実に より、豊かな人間性・社会性を育成します。				
17-1	小学校体験活動事業	【環境体験事業】 小学校3年生を対象とし、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、地域の自然の中で地域の方々の協力を得ながら、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然にふれあう体験型環境学習を、継続的に行います。 【自然学校推進事業】 小学校5年生を対象とした自然体験活動において、子どもたが自分で考え、主体的に判断・行動することで、問題解決能力や生命に対する畏敬の念や感動する心、ともに生きる心など、「生きる力」の育成に努めます。	学校教育課	環境体験事業では、各小学校で、地域の自然に出かけていき、地域の方々等の協力を得ながら自然観察や栽培など、五感を使って自然にふれあう学習を継続的に実施した。また、自然学校は、「淡路青少年交流の家」や「県立嬉野台生涯教育センター」において、海や山の豊かな自然を生かした活動を実施した。	Α	自然学校ならではの有意義なプログラムを計画 し、主体的に判断・行動できる力を身につけさせ る体験活動の充実を図る。
17-2	トライやる・ウィーク推進事業	中学校2年生が、地域の中で、主体性を持ってさまざま体験活動に取り組みます。体験を通して社会に関わることの大切さを実感し、自分の進路や生き方について考えさせ、「生きる力」の育成を図ります。今後も、多様な活動場所の確保と、生徒が主体的な活動ができるように努めます。	学校教育課	事業所で5日間の体験活動を実施した。人との触れ合いを通して、働くことの大切さや、自分の将来について考えるきっかけとなり、トライやる・ウィークの趣旨に則った活動を実施した。	А	生徒のニーズに応じた活動場所の拡充や開拓により、主体的な活動への参画を促し生きる力を育む。
18	地域に根ざした教育活動の推進	地域人材の積極的な活用を通じて学校の活性化を図り、 地域の特色を生かした学校づくりを進めます。人材バン クの設置、各校の情報交流を図るなど、加東市(ふるさ と)の指導者の幅を広げ、総合的な学習の時間を支援し ます。				
18-1	いきいき学校応援事業	校区の自然・歴史・文化等に詳しい方や児童生徒の学習 をサポートしてくれる方等を学校支援ボランティアとし て招致し、地域の特色を生かした学習を実施します。	学校教育課	地域の歴史探訪や農業体験等の充実した体験活動を行うことができた。また、本の読み聞かせやクラブ活動等、様々な学校支援ボランティアの支援を得ることができた。	Α	引き続き、地域人材や地域資源をより積極的に活用し、伝統や文化を尊重し郷土愛を深め、よりよい地域社会づくりに向けて主体的に行動できる力を養う。
19	グローバル化に対応した教育 の推進	自らのアイデンティティをもちながら、グローバル化が 進展する社会で活動できるよう、語学力やコミュニケー ション能力を育成し、国際理解を深める取組の推進を図 ります。				
19-1	語学(英語)指導員派遣事業	中学校や小学校において、生きた英語を身近に学び、国際理解教育の充実を図るとともに、より一層の英語教育の充実を図ります。特に中学校では、加東ライセンス制度を実施して、卒業時に英語で日常会話ができる生徒の育成を目指します。	学校教育課	英語で積極的にコミュニケーションを図る態度を培うため、ALTの配置、「かとう英語ライセンス制度」等を実施した。指導の改善・工夫を通して、教員とALTが協力して、英語に慣れ親しませるとともに、ALT研修を行い、指導法について研鑽に努めた。	А	市独自のレッスンブックの効果的な活用を検討し、生きた英語を身近に学ぶとともに、小学校においては、ジョリーフォニックスの指導等の拡充に取り組み、より一層の英語教育の充実を図る。
20	心の豊かさを育む教育活動の 充実	命と人権を大切にし、思いやりの心を育む道徳教育の充 実を図るとともに、児童生徒理解に基づく生徒指導を充 実させます。				
20-1	道徳教育推進事業	人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を日常生活の中に生かせるよう、児童生徒の内面に根ざした道徳性の涵養(かんよう)に努めるとともに、未来に向けて人生や社会を切り拓く実践的な力を培います。また、学校におけるすべての教育活動の中で、道徳性を養うことができるよう、各教科、特別活動および総合的な学習の時間との密接な連携を図ります。	学校教育課	すべての学校が保護者や地域の方に道徳の授業を公開した。道徳科の指導計画をもとに、各教科や体験活動との連携を図った。道徳の授業スキルアップ支援プログラムを活用し、道徳担当者を中心に「考え、議論する道徳」についての研修を実施した。	А	引き続き、家庭・地域への道徳科の授業公開を推進します。兵庫県道徳副読本を家庭でも活用し、保護者とともに「豊かな心」を育めるよう努めます。また、研修会を通じて、教職員の資質能力の向上を図る。

21-1	部活動外部指導者派遣事業	中学校の部活動に、専門的な指導力を有する指導者を配置し、安全性の確保および活動の活性化を図ります。また、顧問と指導者の連携を密にすることで、教育的に効果の上がる指導を行います。	学校教育課	部活動指導員を18名(2名増)、部活動外部指導者を2名配置し、安全性の確保を図るとともに、専門的な技術指導を行い、部活動の活性化を図った。	В	生徒の能力や実態にあった健全な部活動指導ができるように、顧問と連携し、適切な部活動運営を進めていく。部活動指導員の人数を拡充し、地域展開に向けた準備を進める。
21	体力・運動能力向上の推進	生涯にわたる健康の保持増進や豊かなスポーツライフの 実現のため、児童・生徒の体力・運動能力の向上に取り 組みます。				
20-3	DV(ドメスティック・バイ オレンス)防止教育の推進	交際相手と互いの人権を尊重する考えを養うため、市内 の中学生に対して、デートDVに関する授業を実施しま す。	福祉総務課	市立中学校・義務教育学校(後期課程)に加えて、兵庫教育大学附属中学校の4校でデートDV防止授業を実施し、自分がDVの被害者にも加害者にもならないよう、また自分も相手も尊重する人間関係を築いていくことの大切さについて理解を深めた。	Α	受講後アンケートにおいて、生徒や教師から「対等な人間関係の構築」や「自分や相手を尊重すること」についての気づきを得られたと評価されており、引き続き、市内4中学校においてデートDV防止授業を実施予定。
20-2	小中学校人権教育講演会事業	「人権教育基本方針」や「人権尊重のまちづくり基本計画」、「人権尊重のまちづくり実施計画」に基づき、すべての児童生徒がさまざまな体験活動や交流を通して人権尊重や共生についての考え方を深め、自己実現と「ともに生きる社会」の構築に向け、主体的に取り組む意欲や態度を育成します。また、人権教育に携わる教職員のスキルアップのための研修を実施するとともに、人権教育のカリキュラムを体系的に整備し、指導方法の改善介護を図ります。小中学校人権教育講演会」を開催し、人権教育だけでなく、いじめ防止や子どもたちの健全育成に努めます。	学校教育課	小学校5・6年生と全中学生を対象に5会場で人権教育講演会を開催し、人権尊重のための教育を推進した。様々な人生を歩んでこられた方、お互いの個性を認め合う心、他人の痛みが分かる心、他人を思いやる心などを育み、人権意識を高めることができた。	А	毎回、講師の選定に配慮しているが、学校の希望 も踏まえて、児童生徒の心に響く講演会を開催す る。

②魅力ある学校づくり

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
22		学校施設の開放や学校評議員制の導入、学校ホームページ等を活用した情報発信により、地域や保護者との信頼 関係のもと、開かれた学校運営を推進します。				
22-1		学校施設を児童や生徒、市民の活動のために開放しま す。	教育総務課	教育活動に支障のない夕方・夜間等の時間帯 を、目的外利用として各種団体や個人に開放し た。		小中一貫校開校により閉校した施設を利用していた団体等の新たな活動場所の確保が課題となる。
22-2	学校評議員会等の設置	学校運営に地域の声を積極的に生かし地域とともにある学校づくりを推進します。小中一貫校開校後は学校運営懇話会(仮称)を設置し、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。また、災害等からの子どもたちの安全確保や、子どもたちが自ら体験し学ぶ機会の充実などに向け、地域と学校との連携に取り組みます。	学校教育課	東条学園小中学校に続き、社学園小・中学校に も学校運営協議会(コミュニティ・スクール) が設置され、区長会など各種団体の方に評議員 に就任いただき、学校運営に関する意見を伺い、学校教育活動の充実に生かした。	А	滝野地域の学校評議員会においては、小中一貫校の開校に向けた取り組みも進めていく。
23	教育施設・設備の整備、充実	施設・設備の改修やバリアフリー化の推進について、年 次計画により適正に整備を進めていきます。	教育総務課	小中一貫校の整備を見据え、施設・設備の改修 について、適正に整備を進めた。		小中一貫校の整備を見据えたうえで、適正な整備 を進める。
24	教職員の指導力の向上	信頼される学校づくりに向け、教職員の研修機会を充実 させ、教職員一人ひとりの資質と実践的指導力の向上に 努めます。				
24-1	加東市教職員研修会	社会の変化に的確に対応し、豊かな人間性と確かな教育 観の確立、教育技術の向上を図るとともに、地域社会の 信頼に応える教職員の倫理観の高揚を図ります。	学校教育課	教職員一人一人が研修に励む機会を設定し、豊かな人間性の涵養に向け、専門性と実践的指導力向上を図った。また、社会の変化に対応した教育観を培うこと、体罰・ハラスメント研修を実施し倫理観の涵養や人権意識の高揚を図った。	В	若手教員が増える中、これまで培ってきた教育技術を継承するために、市全体で教職員のスキルアップを目指す必要がある。
25	は、対・小・中の建物体制の	発達障害や不登校傾向等、特別な支援を要する子どもについて、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校が連携を強化することで、連続した支援を充実させます。				

25-1	保育所・認定こども園・小学	入学前児童(5歳児)の学校訪問を通じて、異年齢の子 ども同士の交流・ふれあいの機会を積極的に提供しま す。また、職員同士の交流、情報共有や相互理解など積	保育所・認定こども園	5歳児クラスの保育観察や支援を必要とする児に対する情報共有をこども園・小学校で行った。また、園児と生徒の交流を積極的に行った。	В	子ども同士の交流の機会に加え、職員同士の交流 や研修等の機会を増やし、接続・連携を強化して いく必要がある。
	17. T. A. 17. J.	極的な連携を図ります。	学校教育課	就学前には、支援を必要とする子どもについて の情報共有を行った。	В	園と小学校の教職員同士が連携を深め、幼児が、 円滑に小学校へ入学できるよう支援していく。
25-2	小中学校の連携強化	小中一貫校の開校に向け、継続して義務教育9年間を通した小中学校合同の教育研究、小中学校教員の交流、学校行事等における児童と生徒の交流・交歓、地域との共同行事の実施に加え、「心の教育」「生きる力の育成」の視点から、小中学校が連携した教育を推進します。	小中一貫教育推進室	東条学園では、職員室が1つの中で、前期・後期課程の教員が協働で行事の実施ができた。また、異学年交流も計画的に推進することができ、児童生徒の人間関係や社会性が向上した。社地域では、小中一貫校の開校に向け、継続して義務教育9年間を通した小中学校合同の教育研究、小中学校教員の交流、学校行事等で児童生徒の交流ができた。	Α	滝野地域の小中一貫校開校に向けて、取組を推進する。その中で、東条学園の取組を参考にし、滝野地域に合ったものを作り上げる。東条地域もその取組に参加する中で、これまでの取組の振り返りを行い、加東市全体として、より良い方向に小中一貫教育の推進を行う。社地域は開校1年目の取組の振り返りを年度末に行い、来年度に活かす。

③就学前教育の充実

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
26		子どもの自主性・社会性の形成を支援し、人間形成の基礎となる豊かな心を育むため、保育所や認定こども園において基本的な生活習慣の指導や、集団遊び、体験活動など、子どもの興味や好奇心に基づいた活動を行います。また、親子ふれあい活動、未就園児の会や子育て相談によって、家庭や地域と連携を深め、「開かれた園づくり」を実践します。	保育所・認定こども園	各園で未就園児の会を定期的に実施し、保護者 同士のつながりの機会を作り、子育ての不安 や、ストレス軽減を図った。		園児の兄弟以外の未就園児への情報提供をどのようにしていくかを検討する。
27	保護者との連携体制づくり	学校ホームページの定期的な更新等、保護者へのタイム リーな情報提供等により、保護者との連携を密にし、信 頼関係づくりに努めることで、子ども一人ひとりの健や かな発達を促す環境をつくります。	学校教育課	学校ホームページの定期的な更新に努め、保護者や地域に対して、学校の教育活動について情報発信するとともに、学校教育に対する理解や協力体制づくりに努めた。	В	学校ホームページの定期的な更新、保護者や地域 への情報発信等、積極的に実施する。

基本施策 I-2 特に支援を必要とする児童へのきめ細やかな対応

具体的施策1 虐待防止

①虐待防止対策の充実

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
28	虐待の未然防止・早期発見の	関係機関が連携し、児童虐待に関する情報の共有と早期 発見・対応に努めます。また、すべての市民に「虐待が 疑われる場合はすぐに市や児童相談所(189)に連絡 する」ことの啓発を行います。				
			健康課	新生児訪問や乳幼児健診・相談時にパンフレットの配布を行い、各家庭へ虐待防止についての 意識啓発を行った。	Α	市の広報紙やホームページなどでの虐待防止の意識啓発。
28-1	家庭への意識啓発	乳幼児健診等での問診、パンフレットの配付、市の広報 紙やホームページ等を通じ、保護者への虐待防止の意識 啓発を行います。	福祉総務課	児童虐待防止推進キャンペーン月間 (11月) に、民生児童委員連合会や要保護児童対策地域協議会の委員と共に、市内の商業施設や市が開催するイベント、講演会等で啓発用グッズ (ディッシュ・ウェットティッシュ) を配布し、児童虐待防止を推進した。また、関係機関、市民を対象に児童虐待防止推進キャンペーン講演会を開催し、児童虐待防止の啓発に努めた。	А	関係機関と協働しながら、引き続き児童虐待防止の啓発に努める。
28-2		虐待を受けた子どもを診察時に発見した場合は速やかに 関係機関へ通報するなど、適切に対応します。	加東市民病院	院内関係部署の連携を図り、診療時に虐待を発見した場合は関係機関に通報し、早期対応を依頼する。 R6年度は、診察した中で虐待とみられる事例はない。	_	診療時に虐待を発見した場合は関係機関に通報する等、早期に対応していく。

	28-3	保育所・学校等における見守	保育所、認定こども園や学校において、保育士や教員に よる日常の園児・児童・生徒の見守りを大切にし、児童	保育所・認定こども園	毎日の保育を通し、子どもの健康や精神の状態を見守り、気になることがあれば関係機関に連絡・報告するようにし必要に応じてケース会議等で共有・連携した。また、毎日の送迎時に支援の必要な家庭の保護者に子どもの様子を伝えるとともに、子育てに関する悩みや相談を傾聴した。	А	多くの機関が関わる要支援家庭のサポートに対して、共通理解と対応について各機関と共有する必要がある。			
			を	学校教育課	日常的に季節感に合わない服装等をしていないか、あざや傷等の有無の確認、身体測定時や体育の更衣時における複数教職員の観察により、虐待の早期発見に努めた。また、いつでも相談できるよう信頼関係づくりに努め、児童生徒アンケートを計画的に実施した。	А	引き続き、子どもが困りごとを訴えやすい学校風 土、信頼関係の構築を進めて、見守り活動等を継 続する。			
	28-4	健診等における見守り	乳幼児健診等において、虐待およびその予備群を早期に 発見し、児童虐待の未然防止に努めます。また、健診未 受診者の中にも被虐待児がいる可能性があるため、未受 診者への訪問を実施します。	健康課	母子健康手帳交付時に妊婦全員に保健師や助産師が個別の面接を行い、必要な方へ継続して支援を行った。健診等で親子の様子観察及び問診票や面接内容から虐待を早期に発見し、相談を行ったほか、関係機関と連携を図った。	А	母子手帳交付時の個別面接や健診時の親子の様子 観察及び問診票などでの見守りの強化を行ってい く。			
	28-5		乳児がいる家庭のさまざまな悩みや不安を聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供を行い、乳児家庭の孤立および虐待を防止するため、全戸訪問を実施します。	健康課	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問 し、母親の育児不安や精神的なストレスによる 虐待の未然防止に努めた。訪問では全員に育児 支援アンケートを実施し、育児ストレスや虐待 の危険性の有無を確認した。 訪問件数:284件	А	育児不安やストレスなどの虐待リスクがある場合の早期発見や支援の強化を行っていく。			
①虐	待防止	対策の充実								
	No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)			
•	28-6	虐待に対する支援体制の強化	家庭児童相談員による訪問、窓口・電話相談を実施し、 児童虐待等の不適切な状況を改善できるように努めま また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児 童等の早期発見、迅速な支援、関係機関との情報共有 等、支援の充実を図ります。	福祉総務課	子育ての不安や悩み等家庭の様々な問題について、子ども家庭支援員が訪問、電話及び来所での相談対応を行い、虐待防止に努めた。また、子育てスマイルセンターを中心に関係機関と連携を図り支援を行った。	А	関係機関との連携を強化し、引き続き要保護児童 等の早期発見、早期対応を行う。			
①虐	〕虐待防止対策の充実									
	No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)			
	28-7	MIT IREENTUUD.	親のセルフケアと問題解決力の回復による虐待の終止を 図るため、子育てに苦しさを感じている親を対象にプロ グラムを実施します。	福祉総務課	R6年度は予定通り13回のプログラムと同窓会、 面接を実施。R6年度は7名の参加があり、きめ 細やかな学習や支援ができた。	Α	子育でに苦しさを感じている親をプログラムの参加につなげることができるよう、引き続き関係機関を通じた周知に努める。			
	28-8	仲間づくりによる虐待の防止	身近に子育ての不安や悩みを相談する親や友人等がいない家庭が、児童館の親子活動等に参加できるよう働きかけることで、子育てを相談しあえる仲間づくりのきっかけをつくり、孤立よる虐待を防ぎます。	福祉総務課 児童館	保護者の育児負担感や孤立感を軽減するために、子ども家庭支援員が子育て家庭から相談を受ける中で、児童館やファミリー・サポート・センターのサービスを紹介した。また、親子活動やひろば事業を紹介して仲間づくりのきっかけをつくり、子育て世代のつながりを広げることで、虐待防止に努めた。	А	保護者の孤立による児童虐待を防止するため、引き続き、仲間づくりに繋がるよう努める。			
	29	きめ細やかな相談体制づくり	関係機関において、きめ細やかな相談体制づくりに努							

		保育所・認定こども園・学校・児童館等へのパンフレッ トの配布等を通じ、子育て何でも相談、育児何でもダイ	健康課	妊娠期から相談窓口を周知し、切れ目のない支援を行った。相談を受けた保護者に対しては、 丁寧に関わり、育児不安の軽減に努めたほか、 必要に応じて家庭訪問等を実施するなど継続して支援を行った。	А	虐待だけでなく、子育てに関する相談窓口の強 化。
29-1	怕談念口の何知	トの配布等を通じ、子育て何でも相談、育児何でもダイヤル相談、24時間虐待ホットライン等の相談窓口の啓発に努めます。	福祉総務課	子育てハンドブックや広報誌等に相談窓口を掲載するほか、子育てスマイルセンターの案内パンフレットを関係機関を通じて必要な方に関するした。子育てハンドブックは、子どもに関する各種制度や相談窓口が掲載されており、新生児訪問での配布、窓口での配架を行い広く周知した。	А	R6年度から設置の子育てスマイルセンターのチラシを健診時に配布、子育てハンドブックを子育て世帯の転入時に配布するなど配布方法を拡大し、引き続き相談窓口の周知に努める。
30	虐待防止ネットワークの強化	家庭、地域、行政と関係機関・団体が相互に連携し、情報共有することによって、子どもが有する問題や置かれている環境を的確に捉え、問題の早期発見・対応に努めます。				
30-1	要保護児童対策地域協議会	医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等からなる ネットワークを強化し、虐待等を受けている可能性のあ る児童を適切に支援するため、情報交換、支援内容の充 実を図ります。	福祉総務課	要保護児童対策地域協議会において、代表者会 議を年1回、実務者会議を年4回、また必要に応 じて個別ケース会議(11回)を開催し、関係機 関全体での情報共有と支援体制の連携強化を 図った。	А	虐待を未然に防止するため、子どもが抱える問題や置かれている環境を的確に捉え、早期発見、早期対応に引き続き努める。
31	地域による元寸りの独信	地域に身近な民生委員・児童委員、主任児童委員と子育 て家庭との交流を促進し、子育てに関するさまざまな問 題に対する地域での対応力の充実を図るとともに、委員 に対する研修等を充実させます。				
31-1		定例会での研修を通して、民生委員・児童委員の虐待に 関する知識の向上を図ります。	福祉総務課	主任児童委員を中心に、研修や講演会を受講 し、知識の向上に務めた。	В	全体に向けた研修は不十分である。

具体的施策2 障害のある子どもへの施策

				==10		
No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
32	障害の早期発見・適正な療育 指導の推進	各種健診、相談事業を通じて早期に発見し、診断を受ける体制づくり(発達相談の実施)や、告知後の障害受容への支援、適正な一次療育(ナーサリールーム)を実施します。また、相談体制や各関係機関との連携を強化し、適切な指導、援助に努めます。				
32-1	子どもの発達・何でも相談	心身の発育・発達について問題のある子どもとその保護者を対象に、専門家等の相談および総合的な発達指導を行い、適切な診断や告知、障害受容を支援し、保護者の不安や孤独の解消に努めます。また、対象児に必要な環境調整を考え、関係機関との連携を図ります。	発達サポートセンター	医師による発達相談、臨床心理士による心理相談や発達検査等、言語聴覚士による言語発達相談、理学療法士による運動発達相談、作業療法士による日常生活動作の相談を実施した。	А	子どもの発達・何でも相談の需要は年々増加しているため、引き続き関係機関と連携を図りながら支援を行っていく。
32-2	ナーサリールーム	発達上何らかの課題を有する幼児を対象に、小集団での 遊びを通して、問題解決を図りながら、より良い子育て や、子どもの心身の健やかな成長を促すための支援を行 います。また、専門スタッフによる相談・指導を行いま す。	発達サポートセンター	R4年度で事業廃止。	_	保護者の希望や子どもの成長段階に合わせた療育を提供するため、個別・小集団療育を実施する。 また、地域のニーズに合った療育事業の実施に向けて検討を行う。
33	保育所・認定こども園・学校 等における障害のある子ども への支援の充実					
	保育士・教職員の専門性の向	障害児等保育や特別支援教育の充実のため、研修等によ		障害理解とともに、インクルーシブ保育や合理 的配慮など障害児保育に関する研修を周知し た。	В	支援の必要な園児にかかわる保育士等の共通理解 と目標の共有が必須である。
33-1	上	り保育士・保育教諭や教員の指導力の向上に努めます。	発達サポートセンター	保育士・保育教諭、小中学校教員、教育関係従事者を対象とした研修を5回実施し、発達障害に関する知識や指導力の向上を図った。	^	園や学校現場では様々なニーズがあるため、現場で実践・活用できる意義のある研修となるよう研修内容や講師の選定を行い、継続的に研修を実施する。

保育所・認定こども園 もに対する理解を深め、丁寧なかかわりやス A	引き続き、連携体制の強化をすすめる。 	引さ続き、連携	 	障害のある子どもに必要な支援や環境構成について、園、保護者、地域の専門機関と連携し情報共有するなどサポートした。障害のある子ど		適切な関わりや保育ができるよう、幼稚園・保育所・認 - 定こども園と保育士・保育教諭に対する専門研修、巡回 による指導、助言、相談を実施します。	所等巡回相談	-2 1
指導助言を実施した。			A	モールステップを基本とした支援計画について	保育所・認定こども園			

具体的施策2 障害のある子どもへの施策

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
33-3	就学指導の充実	生涯にわたる総合的な教育支援を行うため、関係機関と の連携を深め、適正な就学指導を推進します。	発達サポートセンター	園や学校などの関係機関と連携し、本人や保護者の意向を十分に確認したうえで、子どもの状況に応じた適正な教育環境や就学先につながるよう支援を行った。	А	引き続き適正な就学指導を行うために関係機関と の連携を深めるとともに、就学先を決定する教育 支援委員会において、専門家の委員や教職員が共 通認識を持てる分かりやすい資料となるよう、様 式の見直しを検討する。
33-4	スクールアシスタント配置事 業	小学校を対象とし、ADHD等により行動面で著しく不安定な児童や、その児童が在籍する学校への支援を行います。支援にあたっては、子どもの依存傾向が強くなりすぎないよう留意します。	教育総務課	概ね各校に必要なスクールアシスタントを配置した。 配置人数:18名	А	就労人口の減少により、年々必要な人材確保が困 難となっているが、今後も各校の状況を把握し、 必要な人材確保に努める。
33-5	インクルーシブ教育事業	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育のため専門 家と連携しながら学校・園へ指導助言を行います。	発達サポートセンター	インクルーシブ教育の充実のため、専門家と連携しながら園や学校を巡回し、子どもへの接し方や合理的配慮などの支援方法について指導・助言を行った。	А	連携協力を得られる専門家が限られており、将来 的に専門家の確保が課題であるが、引き続き連携 を強化し、園・学校への助言・指導を行ってい く。
33-6	アフタースクールでの受け入 れ	家庭に代わる生活の場として、小学6年生までの保育が必要な児童について、放課後等の安全を確保するため、アフタースクールで受け入れます。	こども教育課	配慮が必要な児童が増加しているため、新規児童の受入れ前に個人調査票を基に面接を行い、必要に応じて認定こども園・保育所と児童の生活状況等に関し情報共有を行うことで、児童の状況を把握できるように努めた。また、小中一貫に伴い社地域5施設を1施設に統合し、社学園の隣接地に新設した。定員数を255名から280名に増加した。	А	引き続き支援員の資質向上研修及び人権研修に力を入れ取り組むとともに、統合後の施設において安全を確保するよう努める。
34	障害のある子どもとその家庭 への支援の充実	各種生活支援サービス等の充実に努めます。				
34-1	障害福祉サービスの充実	「加東市障害児福祉計画」に基づき、障害のある子どもの日常生活を支える障害児支援サービス(児童福祉法に基づく通所サービス)および日中活動系サービスの提供基盤を充実させます。	社会福祉課	療育が必要な子どもに対して、障害児通所支援 サービスを支給決定し、活動・療育の場の提供 を行った。 延べ利用者:2,810名	А	現在、市内(特に東条地区)の障害児通所支援事業所数が不足している。引き続き、療育が必要な子どもを適切にサービスにつなげることができるよう、事業への新規参入及び拡充を促す。
34-2	地域生活支援事業の充実	日中一時支援や移動支援、日常生活用具の給付等、障害 のある子どもが自立した日常生活を送るための支援を充 実させます。	社会福祉課	市の指定する日中一時支援事業所、移動支援事業所で支援を行い、利用費を助成した。また、障害のある子どもの日常生活の利便を図るために必要な用具を給付した。	А	市内の日中一時支援事業所及び移動支援事業所が それぞれ1か所ずつしか無いため、市内の障害福 祉サービス事業所等に対し、事業への参入を促 す。
34-3	北播磨こども発達支援セン ター事務組合	発達の遅れや障害を持つ0歳から18歳の子どもを対象に、保護者とともに通園し、リハビリテーションや保育等の療育を行うことで、地域で豊かに楽しく主体的に過ごせるよう支援します。	わかあゆ園	発達の遅れや障害のある子どもを対象に保護者とともに通園し、リハビリテーションや保育等の療育を行うとともに、保育所等訪問支援事業や障害児相談支援事業等にも取り組み、地域で豊かに過ごせるよう子どもと家族の支援を実施した。	В	より良い療育等を提供する組織体制(人材確保) を確保する必要がある。
34-4	補装具の給付・借受け	身体に障害のある子どもの日常生活や社会生活を支援するため、補装具の給付、借受けまたは修理の費用を助成します。	社会福祉課	兵庫県立身体障害者更生相談所と連携し、補装 具の購入・修理費の適正給付に努めた。	А	引き続き適正な補装具の給付に努め、障害のある 人の自立支援、社会参加を支援する。
35	経済的支援の充実	各種手当の充実により、障害のある子どもとその家庭を 支援します。				
35-1	特別児童扶養手当の支給	身体または精神に障害のある20歳未満の子どもを監護する父母または養育者に手当を支給します。	福祉総務課	児童の福祉の増進を図るため、身体又は精神に中度以上の障害がある、20歳未満の児童を監護する父又は母等に、特別児童扶養手当を支給した。	А	引き続き、福祉の増進に努める。
35-2	障害児福祉手当の支給	身体または精神に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を必要とする、在宅の20歳未満の子どもに手当を支給します。	社会福祉課	「障害者福祉のしおり」等で制度の周知を図り、対象となる児童に対して手当を適正に支給した。	Α	引き続き制度の周知に努め、手当が必要な児童へ の支給を実施する。

			12			
35-3	重度心身障害者(児)介護手当	非課税世帯かつ、居宅で6か月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある児童、またはこれと同様の状態であると認められた児童を主として介護されている方に手当を支給します。	社会福祉課	「障害者福祉のしおり」等で制度の周知を図 り、対象となる児童に対して手当を適正に支給 した。	А	引き続き制度の周知に努め、手当が必要な児童へ の支給を実施する。
35-4	特別支援教育諸学校就学援助 金	特別支援教育諸学校で教育を受ける児童生徒に対して、 就学援助金を支給します。	教育総務課	学校や広報により制度を周知し、窓口やオンラインによる申請受付により対象者へ支給した。	Α	対象者への周知方法を工夫し、オンライン申請に よる申請率を上げることにより、申請の利便性向 上と事務の効率化を進める。
35-5	特別支援学級就学奨励援助金	特別支援学級で教育を受ける児童生徒の保護者に対し て、教育に係る費用の一部を援助します。	教育総務課	学校や広報により制度を周知し、窓口やオンラインによる申請受付により対象者へ援助を実施した。	А	4月から申請を受付しているが、支給決定に必要な所得確認が6月以降となり審査結果送付まで時間を要するため、今後は案内時期を改め事務の効率化を進める。
35-6	重度障害者(児)医療費助成	身体障害者手帳1級および2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の障害のある人に対して、医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。(所得制限あり)	保険医療課	身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象に、保険診療に係る個人負担金の一部を助成した。 ※R4.7月~0歳から高校3年生に相当する子どもの医療費について、所得制限を撤廃し、無償化することで、安心して子育てができるように取り組んだ。	А	重度障害者(児)医療費助成については、今後とも、県との共同事業として助成を継続する。
35-7		心身に障害のある人(子ども)の健全な生活の維持と福祉 の増進に寄与することを目的として、福祉年金を支給し ます。	社会福祉課	「障害者福祉のしおり」等で制度の周知を図 り、対象となる児童に対して福祉年金を適正に 支給した。	А	引き続き制度の周知に努め、福祉年金の対象となる児童への支給を実施する。
36	相談体制の充実	保健師、障害者支援専門員、家庭児童相談員などの専門スタッフが、障害のある子どもおよびその保護者の相談に応じます。また、相互連携により、総合的な相談体制の強化を図ります。				
36-1		地域において生活するために必要な情報提供や助言を行います。また、相談支援事業を社会福祉法人へ委託し、ライフステージに合わせた専門的な相談支援を行います。	社会福祉課	4月に「基幹相談支援室」を課内に設置。障害のあるこどもや、障害福祉サービスを希望することもとその保護者に対し、必要な情報提供や相談対応を行った。また、療育が必要なこともに対して、早期に適切な支援が提供できるよう発達サポートセンター等関係課と連携を図った。	А	個人情報保護の観点から、関係課及び各事業所と の連携において慎重な対応が必要である。
36-2	さぽーとノート・サポート ファイルの活用	支援の必要な発達障害等のある子ども等に対して、適切で一貫した支援を行うために、保護者が作成・管理をする「さぽーとノート」、関係者が作成する「サポートファイル」の活用を推進し、関係機関の連携強化および情報共有を図ります。	発達サポートセンター	特別支援教育コーディネーターネットワーク会 議において、サポートファイルの内容や重要性 について、説明を行った。また、園や学校で管 理をしているサポートファイルの定期的な点検 により、活用状況等の確認を行った。	В	園や学校だけでなく、本人や保護者に向けてサポートファイルの管理・活用方法を周知する必要がある。また、サポートファイルの効果的な活用につながるよう運用・管理方法の再検討を行う。
」施策2	! 障害のある子どもへの	施策				
No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
		それぞれのライフステージに応じた適切で一貫した支援		関係機関との連携を強化するため、発達支援連		情報交換に留まり、施策の検討や連携強化の具体

具体的

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
36-3	発達支援連絡会	それぞれのライフステージに応じた適切で一貫した支援 を早期に実施するため、関係機関による情報交換、連携 強化および支援体制の構築を目的として、「発達支援連 絡会」を実施します。また、連絡会での意見を踏まえた 施策の実施を検討します。	発達サポートセンター	関係機関との連携を強化するため、発達支援連絡会を開催し、各関係機関と情報交換を行った。	R	情報交換に留まり、施策の検討や連携強化の具体 的な方法についての検討が不十分となっているた め、発達支援連絡会のあり方を見直し、実効性の ある支援体制を構築する必要がある。
37	障害のある子どもを社会全体 で支援する体制づくり	関係団体への支援やボランティアの育成支援を行います。				
37-1	社会参加自立支援の促進	「手をつなぐ育成会」や「身体障害者福祉協議会」等の 関係団体への支援を行い、障害のある子どもの社会参加 や自立支援を促進します。	社会福祉課	各団体の活動に対し、補助金を給付した。また、「加東市ふれあいパラ伝ピック」を開催し、障害のある人が世代を超えてスポーツに触れる機会を提供し、世代を超えた交流が図れるよう支援した。 参加人数:95名	А	今後も障害のある人の社会参加を促進するために 継続実施する。
37-2	ボランティアの育成	青少年ボランティア養成講座を実施します。	社会福祉協議会	幅広い年齢層を対象としたボランティア養成講座を開催した。また、小中学校における総合学習実施に際し、福祉体験を通じてボランティア活動の普及に努めた。 活動の普及に努めた。 活動回数:年間延べ26回	А	地域における福祉ニーズと住民が関心を持ちやすい内容が合致する実施方法の検討を行う。

具体的施策3 子どもの貧困対策

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
38	経済状況の早期把握と早期対応	母子健康手帳交付、乳幼児健診時等において、経済状況 を可能な限り把握し、支援が必要な場合、関係課と情報 共有し相談につなげます。	健康課	母子健康手帳交付、乳幼児健診や訪問等の面接 時に経済状況の把握に努め、必要な方へは、相 談窓口の紹介や関係課と連携して訪問等の支援 を行った。	А	支援が必要な方への関係機関の周知の強化。
39	子どもの就・修学等のための 経済的支援	子どもの就・修学等のため、経済的支援を実施します。				
39-1	生活困窮世帯等の家計管理、 滞納整理等の助言	生活困窮世帯等の家計管理、滞納整理等の助言を行います。	社会福祉課	生活困窮世帯からの金銭管理や負債についての相談に家計管理方法や法テラスの紹介等の助言や指導を行い、家計改善支援を行った。 法テラス紹介件数:4件	А	相談員が何度も家計管理方法や債務整理等の助言 や指導を行っても守れない方がいる。
39-2	就学援助	経済的理由によって、就学困難と認められる小中学校の 児童生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助 します。	教育総務課	学校や広報により制度を周知し、窓口やオンラインによる申請受付により対象者へ援助を実施した。	А	4月から申請を受付しているが、支給決定に必要な所得確認が6月以降となり審査結果送付まで時間を要するため、今後は案内時期を改め事務の効率化を進める。
39-3	奨学金給付	経済的理由等により高等学校への就学が困難な生徒に対して、一定額の奨学金を支給します。	教育総務課	奨学金を支給対象者に支給した。 支給件数:1件	А	社会福祉課との連携により、対象者に確実に給付できるよう努める。
40	子どもの居場所づくりなどの	子どもが、家庭で長い時間を一人で過ごし、孤立しない 環境をつくるため、関係機関と連携し、行事等を開催し	福祉総務課	子ども家庭支援員や母子父子自立支援員が関わりのある家庭に対し、社会福祉協議会で実施されているサマースクールや、社会福祉課の子どもの学習・生活支援事業への参加勧奨を行った。		引き続き、関係機関と協働し、子どもの居場所を確保することが望ましい家庭に対し、居場所づくりへの情報提供を行っていく。
	環境整備	ます。 	生涯学習課	小学生チャレンジスクール、子ども教室を実施して、居場所を提供できた。 小学生チャレンジスクール実施回数:311回 子ども教室実施回数:15回	А	活動内容・実施体制の充実を図る必要がある。
41	児童生徒の学力保障と学習機 会提供のための学習支援	児童・生徒の学力の保障をするために、学習の場と機会 を提供し、学習支援員を派遣します。				
41-1	放課後補充学習推進事業 【再掲】	放課後に地域人材を活用した補充学習を実施し、児童・ 生徒の学習機会の充実や基礎学力の定着を図ります。	学校教育課	児童生徒の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図るため、県の「ひょうごがんばり学びタイム」事業を活用して、地域の指導員を配置した放課後学習の場を開設し、児童生徒の自主的な学習を支援した。各学校25回、全275回実施し、4,364名の児童生徒が参加した。	А	自主的な参加の機会を設けて、引き続き、児童生 徒の自主学習を支援していく。
41-2	加東スタディライフ事業【再掲】	長期休業中に自主的な学習をサポートする場所や支援者を提供し、「自分の苦手分野を克服し、得意分野を伸ばしたい」「探薬で学んだ学習内容を定着させたい」「新しい学習に挑戦したい」などの児童・生徒一人ひとりの学習意欲に応えます。	学校教育課	長期休業中に自主学習を支援する場に児童生徒が集い、集中して学習に臨む機会が設定できた。延べ267名の児童生徒が参加して、進んで学習する姿が見られた。		自主学習室だけでなく、家庭での一人学習につな げていくことが今後の課題となる。今後は、学習 支援員を活用して、児童生徒の自主学習を支援し ていく。

基本目標Ⅱ すべての親が安心して子育てをするための支援

基本施策Ⅱ-1 安心して子育てができる環境づくり

具体的施策1 子育て支援の質と量の充実

①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績(記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
42	幼児期の教育・保育の質の向 上	市全体の幼児期の教育・保育の質を向上させることで、 子どもたちの健全な育成に寄与します。				
42-1		幼児期特有の遊びを中心とした活動で教育・保育を展開 できるよう、保育士・保育教諭を対象に研修を実施しま す。	こども教育課	市内園の公開保育研修や保育士等キャリアアップ研修等を実施し、幼児教育・乳児保育それぞれの発達段階においての遊びの中の学びについて研修を実施した。	А	多様な働き方の保育士が参加できる研修の計画と 実施を進め、市内園の保育内容の質の向上を図 る。
42-2	保育士・保育教諭の適正配置	子どもと深く関わる保育士・保育教諭などの職員の配置 を適正に行うことで、子どもたちの安全・安心、健全育 成につなげます。	AGUATO DO	常に保育現場の状況を把握しつつ、必要人数を募集した。	В	- 募集はしているが、必要人員数は足りていない。
42-3	保育士・保育教諭等相談支援 事業	市内の園に勤務する保育士・保育教諭等を対象に保育内容について相談を受け、指導・助言することで、資質向上や離職防止に努めます。		R6年度は、本事業の利用はなかったが、園訪問を行い、指導・助言を行った。	В	丁寧な聞き取りや、相談内容の経過を共有するため、時間と回数が必要になる。
43	幼保一体化の推進	すべての子どもが、質の高い幼児期の教育・保育を等し く受けられるよう、幼保一体化を推進します。				
43-1		保育所と幼稚園の良いところを一つにした「認定こども 園」の充実を図ります。	こども教育課	R6年度は、「認定こども園」への移行についての相談はなかった。	-	保育所2施設について、保育所の意向を聴取しながら、「認定こども園」への移行に向け協議していく。
43-2	職員研修の実施	保育所・認定こども園の教職員を対象に、教育・保育に 関する研修会を定期的に実施し、資質向上に努めます。	こども教育課	勤務年数や職位別等の研修を実施した。	Α	他の研修と内容や対象者が重なる部分が多い。
44	幼児期の教育・保育の内容と 施設の検討	教育・保育の内容や施設について総合的に検討すること で、より良い教育・保育環境を提供します。				
44-1	子ども・子育て会議の開催	子ども・子育て支援事業計画の実施状況などを調査・審議するとともに、子ども・子育て支援に関する事項について会議での意見を施策へ反映するよう努めます。	こども教育課	R5年度から引き続き、アンケート結果や子ども・子育て支援事業計画のR2〜R5年度の取組総括評価、R7年度からのこども計画策定のため、慎重審議した。 会議回数:4回	А	計画実施状況や子ども・子育て施策について審議し、意見を反映するよう努める。
44-2	就学前教育・保育施設の検討	保育所、認定こども園の定員や規模、運営等に関して、 総合的に検討します。なお、公立施設については施設の 再編を進めます。		待機児童を発生させないため、保育士等の確保 の施策を実施。また、R7年度からの公立施設の 集約にむけ、交流保育の機会を増やすことで園 児や保育士等の交流を図った。	В	就職フェアや就業支援事業補助金、新たな施策を 通じ、待機児童・保留児童の解消に努める。
	就学前教育・保育施設の整備	ام y ه				
45-1	公立保育所・認定こども園の 施設整備	児童数の変化や老朽化に応じ、保育所・認定こども園の 改修を計画的に行うとともに施設を集約します。	こども教育課	加東みらいこども園において、人口芝の張替等 の整備工事を行うなど、公立園に通う児童の快 適な保育環境の維持に努めた。	А	集約後の園児数の増加を見込み加東みらいこども 園の改修を実施する必要がある。
45-2	私立保育所等施設整備費補助 事業	施設改修等に係る費用の一部を助成し、保育環境の改善 のための整備を支援します。	こども教育課	私立園の認定こども園化のためなどの建て替え に対し、市内の法人へ施設整備の補助を行っ た。	А	今後の私立園の改修計画を把握する必要がある。

②多様な子育て支援の提供

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
46	多様な保育サービスの実施	共働き家庭の増加に対し、さまざまな保育ニーズに対応 するため、多様な保育サービスを提供します。				
46-1	延長保育事業	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開所時間を延長して保育を実施します。	こども教育課	市内全ての保育所・認定こども園において、認 定された保育時間を超えて児童の保育を実施し た。	Α	引き続き市内全ての保育所・認定こども園において実施していく。
46-2		保護者が疾病等の理由によって児童の養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設などで子どもの養育・保護を行います。		親のレスパイト・ケア等のため、子どもの短期 支援(ショートステイ)の相談を受けたが、一 時保護等、他の支援を受けたことにより、利用 はなかった。児童福祉施設だけでなく、里親宅 での利用ができるよう事業を整備した。		引き続き、支援の必要な家庭を早期に把握し、適切なタイミングで支援を実施できるように努める。

46-3	一時預かり事業(幼稚園型)	保護者の就労等の事由による保育ニーズに対応するため、幼稚園および認定こども園の在園児(1号認定子ども)を主な対象とした一時預かり事業を実施します。	こども教育課	市内全ての認定こども園において実施した。	А	引き続き市内全ての認定こども園において実施していく。
46-4	一時限かり事業(別権国型以	保護者の仕事・冠婚葬祭などの緊急の用事等で、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、子どもを保育所等で一時的に預かります。	こども教育課	保護者の緊急の用事等で家庭での保育が一時的 に困難になった場合に、児童を保育所・認定こ ども園等で預かる。市内の保育所・認定こども 園では保育所1園を除き、実施した。	А	引き続き実施していく。
		必要に応じて、日曜・祝日に保育を実施することで、多 様化する保育ニーズに対応します。		さくら保育園(私立)・加東みらいこども園 (公立)において休日保育事業を実施し、休日 に就労する保護者の保育ニーズに対応した。	А	引き続き実施していく。
47	ファミリー・サポート・セン ターの充実	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(協 力会員)が会員となり、育児について助け合えるよう、 コーディネートを実施します。				

②多様な子育て支援の提供

€ 27 A. C.	NAK 9.7 H C XIXVIECK										
No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)					
47-1	相互援助活動の充実	依頼会員の援助依頼に対して、より迅速・確実に応える ことのできる体制を構築するとともに、事業の周知に努 めます。	ファミリー・サホ° ート・センター	依頼会員からの要請により、協力会員を紹介 し、援助活動を継続した。 援助活動件数:183件	А	地域の多様な子育てニーズに柔軟に対応し会員同士がより良い信頼関係を持ち、安心して活動できる支援を今後も行っていく。					
47-2	講習会等の充実	協力会員の養成と専門的な支援を行うための講習会を開催し、会員のスキルアップを図ります。	ファミリー・サホ° ート・センター	預かり中の子どもの安全対策や保育面での知識 向上のため、普通救命講習(救命講習修了証交 付)や心理士等の専門講師を招いて年に8回の講 習会を実施した。	А	子育て環境や社会の変化に合わせて子どもにとってより良い環境の居場所となるように充実した会員講習会を実施する。					
47-3	ター援助活動サポート事業	自動車が必要となる援助依頼に対応するため、チャイル ドシートやジュニアシートの貸し出しを行います。	ファミリー・サホ° ート・センター	引き続き、チャイルドシートやジュニアシート の貸し出しを行った。 貸出件数:5件	Α	会員の安全を守るために必要な対策を取り、今後 も安心して活動して頂けるように努める。					
48	アフタースクール (放課後児 童健全育成事業) の充実	放課後において、保護者が家庭にいない児童が安心して 過ごせるよう、遊びと生活の場を用意して健全な育成に 努めます。									
48-1		利用者の増加に対応するため、施設の適正な活用および維持管理に努めます。	こども教育課	必要に応じて委託業者、支援員と情報を共有し 適切な事業運営に努めた。また、社地域及び滝 野地域小中一貫校開校に伴い、アフタースクー ルを1か所に統合するという方向性を示し、社 地域は基本設計及び実施設計を行い、滝野地域 は基本設計を行った。	А	社地域アフタースクールをR7.4月に開所できるよう建築工事の実施や備品購入、移転作業を進める。滝野地域アフタースクールは、実施設計を行う。					
48-2	職員研修の実施	定期的に研修を実施し、アフタースクール支援員等の資 質向上を図ります。	こども教育課	委託事業者による月1回程度の研修に加えて、 県が主催する放課後児童支援員研修の案内を積 極的にし、受講者を募り支援員の知識向上に努 めた。	В	配慮のいる児童が増加しているため、今まで以上 に支援員等の資質向上に努める。					
49	病児・病後児保育事業の実施	病児・病後児保育施設で、病気中や病気からの回復期の ため、保育所等や学校での集団生活が困難な子どもを保 育します。	こども教育課	新型コロナウイルス感染症拡大が要因で延べ利用者は大幅な減となったが、R3年度からは年々回復し、R6年度の延べ利用者は、R5年度から4名増加の236名となった。	А	今後も委託業者と連携をとりながら、適切な事業 運営に努める。					
50	地域子育て支援拠点事業の実 施	地域で気軽に親子の交流や子育て相談等ができるよう、 児童館等での地域子育て支援拠点事業に取り組みます。									
50-1	つどいの広場事業	主に3歳未満の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集まり、交流する場を提供することで、子育て家庭の支援や地域での子育て支援の充実を図ります。	児童館	217回のつどいの広場事業を実施し、3,154名が 参加し、交流を図った。	Α	つどいの広場事業を継続実施し、乳幼児を持つ親 とその子どもが気軽に集まり、交流する場を提供 する。					
50-2	まちの子育てひろば	「まちの子育てひろば」を開設し、子育て中の親子の仲 間づくりや情報交換ができる場づくりを進めます。	社会福祉協議会	情報誌「かとうまちの子育て広場」を2か月に1 回発行し、定期的な情報提供を行った。	В	効果測定の方法について検討が必要と考えてい る。					
50-3	子育てサロン	子育て中の不安や孤立しがちな親子などが、気軽に参加できるサロンを開設し、保護者同士の交流を促進します。	社会福祉協議会	「みんなのほっとタイム」(毎月第2月曜日) を、ボランティアの協力を得ながら継続実施。 また、夏季と冬季に別催事(「夏祭り」「クリ スマス会」)を実施。	А	多くの方に参加頂けるように、周知方法を再度検討していく。					

			-16 -			
50.4		保護者等が主体的な活動を行えるよう。リーダーや支援	児童館	9つのサークルを支援し、毎月イベントを開催 した。 登録者数:子ども109名、保護者88名	Α	引き続き、イベント支援を継続していく。
50-4	目王沽動への支援	ボランティアの育成に努めます。	社会福祉協議会	広くボランティア活動の普及啓発は行ってきた が、本項目に特化した人材育成は行えなかっ た。	В	活動の普及啓発に努め、以って活動への参画を促していく。
51	養育支援訪問事業の実施	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談、指 導、助言など、必要な支援を行います。	福祉総務課	養育の支援を必要とする家庭に対し、子ども家庭支援員が家庭訪問による具体的な育児支援に関する技術指導を行った。	А	これからも、引き続き、養育支援の必要な家庭を 早期に把握し、適切なタイミングで支援を実施で きるように努める。
52	出産祝品支給事業の実施	新たに子どもを出産された保護者を対象に、出産を祝福 するための祝い品を贈ります。	福祉総務課	R4年度をもって事業廃止。	_	_
うてに	ー 関する相談体制の充実					
No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
53	きめ細やかな相談体制の充実	各種相談事業において、より利用しやすい雰囲気づくり や相談員の資質の向上を図り、きめ細やかな相談体制を つくります。		1000		
53-1	家庭児童相談室	相談員を配置し、子育ての悩み、心配事について窓口や 訪問、電話で相談に応じます。また多様化・複雑化した 相談内容に対応できるように、相談員の資質向上に努め るとともに、必要に応じて専門機関との連携を図りま す。	福祉総務課	健康課と福祉総務課で子育てスマイルセンターを設置し、一体的に相談、支援を実施。 育児の悩みや不安を抱える方からの電話、窓口 での相談に加え、随時訪問も行った。また、子 ども家庭支援員が県や研修センターが実施する 研修に参加し、複雑多様な相談に対応できるよ う、資質向上に努めた。	А	今後も密に連携しながら、虐待通告や支援が必要 な家庭への訪問を引き続き行っていく。
53-2	子育て相談の実施	子育て中の親や子どもが集う施設において、相談を受けることができる体制を整えます。また、自然に悩みが相談できるような雰囲気づくりにも努めます。	児童館 保育所・認定こども園	利用者からの相談に対応できるように、施設内で児童厚生員が声掛けや見守りを行い、自然に悩みが相談できるような雰囲気づくりにも努めた。また、園においては、園長や担任等が主となり相談に応じ、内容により時間を十分にもつよう配慮した。	А	引き続き、利用者が相談しやすい環境づくりに努 める。
			社会福祉協議会	サロンなど気軽に参加できる場において、参加 者との対話の中で相談を受理出来るような姿勢 で取り組んでいる。	А	多くの方に参加頂けるように、周知方法を再度検 討していく。
53-3	子育て何でも相談	発育発達・育児・栄養等の相談に対し、個々に応じてきめ細やかに対応するとともに、利用しやすい雰囲気づくりに努めます。歯科相談や母乳相談等の場を提供し、育児不安が軽減するよう支援します。	健康課	子どもの身体計測を行い、保健師、栄養士が発育発達、離乳食など子育てに関する相談に応じた。必要な方には継続的に支援を行い、必要に応じて関係機関を紹介した。 相談件数:300名	А	支援が必要な方へきめ細やかに相談ができる体制 が必要となる。
53-4	いじめ、不登校相談	いじめや不登校など、子どもの悩みや教育に関する悩み に指導主事等が相談に応じます。また、学校・家庭・関 係機関との連携強化に努めます。	学校教育課	教育支援センターとともに、家庭、地域等から の相談対応、学校及び関係機関との適切な連絡 調整に努めた。	В	引き続き、相談者の話を傾聴することで、相談者 の思いに寄り添う。
53-5	非行相談	青少年の非行防止と健全育成を図ることを目的に相談活 動を行います。	青少年センター	問題行動等に対する家庭・学校・地域等からの 相談に対する対応や、関係機関との速やかな連 絡調整に努めた。	Α	問題行動等の未然防止にも注力する必要がある。
53-6	子どもの発達何でも相談	発育・発達や学校生活での悩みに対して、臨床心理士等 が相談に応じます。	発達サポートセンター	医師による発達相談、臨床心理士による心理相談や発達検査等、言語聴覚士による言語発達相談、理学療法士による運動発達相談、作業療法士による日常生活動作の相談を実施した。	А	子どもの発達・何でも相談の需要は年々増加しているため、引き続き関係機関と連携を図りながら支援を行っていく。
53-7	各種相談窓口の連携強化	相談内容に応じた適切な支援が提供できるよう、保健、 医療、福祉、教育部局が情報を共有し、一体的な相談体 制づくりに努めます。	関係機関	ケースに応じた情報連携を各課とし、サポート について検討及び実施した。	Α	状況の変化が速いケースなど、迅速な対応が必要 となる。
うてに	関する相談体制の充実					
No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
54	子育て支援の総合的な窓口づ くり	子育て支援サービス等に関する問い合わせに、一元的に 対応するため、総合的な窓口を設置します。				
54-1	利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせて、保育所、認定こども 園、地域子育て支援拠点などから必要な支援を選択して 利用できるよう、情報提供や相談・援助を行います。	こども教育課 16	児童館に利用者支援員を配置し、施設利用者の 相談内容から必要に応じて関連機関へつなぎ、 記録等情報共有をした。 情報共有件数:6件	А	R6年度から開始した子育てスマイルセンターの性質を理解し、連携を強化していく。
	52 No 53 53-1 53-2 53-3 53-4 53-5 53-6 53-7 育てに No 54	51 養育支援訪問事業の実施 52 出産祝品支給事業の実施 52 出産祝品支給事業の実施 すてに関する相談体制の充実 No 具体的な取組 53 きめ細やかな相談体制の充実 53-1 家庭児童相談室 53-2 子育て相談の実施 53-3 子育で何でも相談 53-4 いじめ、不登校相談 53-5 非行相談 53-6 子どもの発達何でも相談 53-7 各種相談窓口の連携強化 すてに関する相談体制の充実 No 具体的な取組 54 子育て支援の総合的な窓口づ	## 151	自主活動への支援	99-4 自主活動への支援	日主活動への支援

具体的施策2 母子の健康づくり

①母子の健康の確保

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
55	妊娠期からの一体的な支援体 制づくり	妊産婦に対して、不安の解消のための知識の普及や相談 体制を整備し、安全な出産に向けた支援の充実に努めま す。また、妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談に応 じます。				
55-1	安心して出産を迎えるための支援	妊婦に対して、不安の解消のための知識の普及や相談体制を整備し、安全かつ安心な出産を支援します。また、 医療機関等との連携を密にし、支援体制の強化に努めます。	健康課	すべての妊婦が安心して妊娠期を過ごし、出産、育児できるよう、不安や悩み事の相談に対応した。特に支援が必要な妊婦へは訪問や電話等で対応したり、関係機関との連絡調整、適切なサービスの周知を行った。	А	支援の受け入れが難しい妊婦に対する支援方法について検討していく必要がある。
55-2	母子健康手帳の交付および健 康相談	妊婦の健康管理のため、母子健康手帳交付時に個別に面 接し、妊娠・出産・育児に関する相談に応じます。	健康課	母子健康手帳交付時に保健師や助産師が面接を 行い、体調や協力者の確認、不安な事がないか 等丁寧に対応した。 母子手帳交付件数:286名	А	支援が必要な方は関係機関に繋いでいくことが必 要となる。
55-3		妊娠や出産、育児に不安がある妊婦やハイリスク妊婦に 対し、家庭訪問や電話による相談や指導を行います。	健康課	特に支援が必要な妊婦には妊娠期に訪問を行い、早期から細やかな支援を行った。 妊婦訪問:5人	А	支援の受け入れが難しい妊婦に対する支援方法に ついて検討していく必要がある。
55-4	妊婦健康診査費助成事業	妊婦健診にかかる費用の一部について、助成を行いま す。	健康課	健診回数14回、100,000円を上限に助成を行った。 助成件数:4,887件	А	R7年度より、健診受診回数の制限はなく、助成費 用を130,000円を上限に変更.
55-5	パパフフカニフ	妊娠・出産について正しい理解を促すとともに、妊婦体験や沐浴実習などの体験を通して夫婦それぞれの役割を再認識できるよう支援します。また、地域での仲間づくりを促進します。	健康課	妊婦とその夫に対し、沐浴実習や講話、妊婦体験、妊娠中の栄養の話等を行った。また、希望者には個別で相談に応じ、不安の解消に努めた。 参加人数:101名	А	夫婦が話し合う機会となり、お互いの役割が再認 識できるよう教室の内容を工夫する。
55-6	父親への子育て意識の啓発	パパママクラスへの父親参加を勧奨し、両親の子育てに ついての意識を高めます。また、父子健康手帳を配付 し、父親の子育て参加を進めます。	健康課	母子健康手帳とともに父子健康手帳を配布し、 父親の育児参加やパパママクラスへの参加の呼 びかけを行った。	Α	父子健康手帳の活用や育児休暇取得の促進。
56	母子保健事業の充実	母子を取り巻く環境の変化にあわせて各種母子保健事業 を充実させ、母子の健康保持・増進に努めます。				
56-1	各種健診・相談事業	疾病や発達の遅れ等の早期発見および健やかな成長に向けた育児の支援を行い、母子の健康保持・増進に努めます。	健康課	適切な時期に各種健診や相談が受けられるよう 周知するとともに、個々に合わせた細やかな支 援を行った。	А	発育発達について、支援の必要な方への早期発 見・早期支援の強化。
56-2	庭への指導	先天性異常、多胎児、障害のある子どもなど、特に支援が必要とされる子どもとその家庭に対し、専門スタッフによる相談や訪問など、個々に応じたきめ細やかな対応を行います。ハイリスクケースについては、早期に関係機関と情報共有、連携強化を図るとともに、各機関の役割分担を明確にし、支援を行います。	健康課	専門スタッフによる相談や訪問など、関係機関と連携しながら、個々に応じた対応を行った。 また、継続支援が必要な方が適切な時期に支援 を受けられるように関係機関と連絡調整を行っ た。	А	関係機関との連携強化。
56-3	乳幼児の事故防止の啓発	乳幼児健診等でのリーフレット配布や、ポスター掲示な ど、さまざまな機会を捉えて啓発活動を行い、誤飲や転 落といった乳幼児の事故防止に関する啓発を行います。	健康課	新生児訪問や乳幼児健診、10か月児相談など、 あらゆる機会においてチラシ等を用いて啓発し た。また、10か月児相談では、小集団で事故防 止の話を行い、事故予防の意識付けを行った。 訪問時の家庭環境状況から事故発生リスクの高 い家庭には、より具体的に事故予防の大切さを 伝えるなど意識して行った。	А	事故のリスクが高い家庭への支援の強化。
56-4	乳児家庭全戸訪問事業(新生 児訪問・こんにちは赤ちゃん 訪問)	保健師等が全戸家庭訪問を行い、赤ちゃんの発育・発達 の観察や、保護者への育児相談・指導等を行います。	健康課	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問 し、子どもの発育状況の確認と保護者の育児相 談、母子保健サービスの案内を行った。	А	様々な事情により訪問が未実施となる家庭への支援の強化。
56-5	低出生体重児訪問指導	低出生体重児の訪問指導を実施し、支援に努めます。	健康課	出生時の体重が2,500g未満である乳児がいる家庭を訪問し、発育状況の子どもの発育発達に不安のある保護者へは、その気持ちに寄り添い、丁寧な支援を行った。	А	発育発達に不安がある保護者への継続的な支援が 必要となる。
56-6		小児科医師の診察、身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談、離乳食講話を行います。	健康課	身体計測、問診及び育児・栄養相談、診察を行い、児の発育発達の確認と保護者への育児支援を行った。また、離乳食教室の案内や児童館・図書館の紹介等、必要な情報提供を行った。受診率:97.9%	А	入院等による未受診者への支援の継続。また、外国人未受診者が多いため受診勧奨の方法について工夫する。

56-7	10か月児相談	身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養 相談、離乳食講話を行います。	健康課	身体計測、育児相談、事故予防の話を行い、児の発育発達の確認と保護者への育児支援を行った。子どもの運動発達の遅れがある場合は、子育て何でも相談や発達サポートセンターの運動発達相談につなげるなど、個々に合わせた支援を行った。 受診率:95.0%	А	個々に合わせた支援を充実させていく必要がある。
56-8	1歳6か月児健診	小児科医師の診察、歯科健診、身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談を行います。さらに、育児の負担感や発達に関する課題がある場合は、臨床心理士による助言を行います。	健康課	身体計測、歯科健診、問診及び育児・栄養相談、診察など、児の発育発達の確認と保護者への育児支援を行った。また、必要な方へは心理相談行い、個別に応じた支援を行った。 受診率:97.9%	А	外国人未受診者が多いため受診勧奨の方法につい て工夫する。

①母子の健康の確保

(I) P	は一切性尿の性体									
	No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)			
	56-9	2歳児育児教室	歯科衛生士の歯磨きチェック・指導、身体計測、育児相 談、栄養相談を行います。また、育児の負担感や発達の 課題がある場合は、臨床心理士による助言を行います。	健康課	身体計測、育児相談、虫歯予防の話を行い、児 の発育発達の確認と保護者への育児支援を行っ た。 受診率:88.6%	А	個々に合わせた支援を充実させていく必要がある。			
	56-10	3歳児健診	医師の診察、歯科健診、身体計測、目と耳のアンケート、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談を行います。さらに、言語発達の課題がある場合には、言語聴覚士による助言を行います。	健康課	視聴覚アンケートや尿検査、歯科健診、診察、 心理相談・言語相談など、きめ細かく状況把握 を行った。相談支援を行うとともに、必要な方 を医療機関や発達サポートセンター等の専門機 関につなぐなど、関係機関と連携した支援を実 施した。 受診率:96.9%	А	必要な方へきめ細かく支援ができる体制が必要。 また、関係機関との連携強化。			
	56-11	5歲児発達相談事業	5歳になる子どもの保護者を対象に、就学に向けての準備や子育てについて考える機会が持てるよう支援します。	健康課	5歳になる子どもの保護者を対象に、アンケートを実施し、保護者へアンケートの結果の返却を行った。また、集団生活や対人関係における課題を把握するとともに子育ての悩みについて相談支援を実施し、関係機関と連携を図り、スムーズに就学期が迎えられるよう支援をした。アンケート回収率:98.7%	А	アンケートの結果返却の方法についての検討。			
•				健康課	母子保健に携わる関係機関とグループワークを 通して情報交換を行い、連携の強化を行った。	Α	各関係機関の顔の見える関係の強化。			
	56-12		母子保健に携わる関係機関(幼稚園、保育所、認定こど も園、教育委員会、子育て関係機関)との連絡会を開催 し、連携の強化を図ります。	福祉総務課	R6年度は母子保健連絡会を開催し、関係機関で情報共有を行った。また、健康課母子保健係と児童福祉係で年間12回の合同ケース会議を実施し、支援が必要な妊婦、子育て世帯について情報共有を行った。	А	R6年度から子育てスマイルセンターを設置したことにより、健康課と福祉総務課が一体的に相談受付や支援の充実に努める。また、関係機関とも引き続き連携を強化する。			
				発達サポートセンター	母子保健連絡会に出席し、関係機関と情報共有 を行った。	Α	引き続き連絡会に出席し、関係機関との連携強化 に努める。			
	57	歯科保健対策の推進	乳幼児歯科保健事業を充実させ、生涯を通じた歯の健康 づくりを支援します。							
	57-1	1歳6か月児、3歳児歯科健 康診査の実施	1歳6か月児、3歳児歯科健康診査を実施し、歯科医師の診察、歯科衛生士による歯磨きチェックと歯磨き指導を行います。	健康課	歯科健診、ブラッシング指導を実施し、細やかな指導を行った。	Α	う歯のある幼児への健診受診後のフォロー。			
	57-2	2歳児育児教室の実施	2歳児育児教室において、歯科衛生士による歯磨き チェックと歯磨き指導を実施します。また、栄養士による食事指導を実施します。	健康課	むし歯が増えやすいこの時期に、小集団にてお やつのとり方やブラッシングの仕方などを伝 え、虫歯予防の啓発及び、食事指導を行った。	А	個々に合わせた支援を充実させていく必要がある。			
	57-3	まちぐるみ総合健診時の歯科 相談の実施	まちぐるみ総合健診時に歯科医師の診察、歯科衛生士の 個別指導を実施します。	健康課	妊婦に、個々の生活に応じた細やかな歯科相談 および個別指導を実施した。健診受診率向上の ため、母子手帳交付時に歯科受診の重要性を説 明し、受診勧奨をした。	А	歯科健診受診の重要性の周知の強化。			
	57-4	健康展等での歯科相談の実施	健康展等において、歯科衛生士による個別指導、相談を 実施します。	健康課	年2回、妊婦歯科検診を実施し、個々の生活に 応じた歯科相談・保健指導を行った。また、パ パママクラス開催時に歯科衛生士より妊娠期か らの歯の健康管理、かかりつけ歯科医の必要性 について説明した。	А	妊娠中の歯科口腔の健康に対する意識。			

	58	感染症予防と予防接種の普及 啓発	感染症予防や予防接種に関する正しい知識の普及啓発を 行います。また、予防接種事業は関係機関と連携し実施 します。	健康課	乳幼児の感染症を予防するため、ヒブ、小児用 肺炎球菌、ロタウイルス、B型肝炎、四種混 合、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、二 種混合、子宮頸がん(ホームページソ)の定期 接種を実施。また、任意接種であるおたふくか ぜワクチン及び風しんワクチンの接種費用の助 成を行った。 日本脳炎や二種混合等、接種忘れの多いものに ついては、個別通知等で接種の周知を行った。	А	予防接種の種類や接種期間の変更があった時の早 急な周知が必要。				
②食	定食育の推進										
	No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)				
	59	食に関する学習の機会づくり	各種教室・相談を通して、妊娠期からの食についての指導や、発達段階に応じた栄養指導を行い、健全な食習慣の推進を支援します。								
	59-1	各種健診・相談事業における 指導	4か月児健診時の離乳食講話、10か月児育児相談において、離乳食についての理解を深められるよう、試食提供や講話・相談を実施します。	健康課	離乳食講話や個別栄養相談を行い、乳児に応じた食生活改善支援を実施した。	Α	支援が必要な方には、個別で継続的な支援が必 要。				
	59-2	離乳食もぐもぐ教室	離乳食の進め方、調理方法をより具体的に理解してもら うため、実習を通じた指導を行います。	健康課	生後4~6か月児の保護者を対象に、離乳食の作り方や進め方の講話と調理実習を月1回実施した。	А	支援が必要な方には、個別で継続的な支援が必要。				
	59-3	妊娠期の良生活に ノいての指	パパママクラスにおいて、妊娠期の食事についての講話 (試食含む)を行い、家庭での食生活の大切さを十分伝え、実践できるように支援します。	健康課	パパママクラスにおいて、妊娠期に適切な栄養 摂取量の講話や不足しやすい栄養素を含む食材 を使用した調理見学(デモンストレーション) と講話を実施した。	А	負担のないよう作りやすい簡単なメニューを作成 する。				
	60	関係団体との連携強化	加東市いずみ会(食生活改善推進員協議会)、保育所、 認定こども園、小学校、子育てサークル等と連携しなが ら、子どもの正しい食習慣の定着を支援します。食育の 日や、地産地消による家庭料理や伝統食の普及について も、連携を取りながら推進していきます。	健康課	研修会の実施や事業実施のための事前調整を行い、連携強化に努めた。	А	調整に時間等を要するため、事前に周知が必要。				
-			秘書広報課	広報紙において、和食やもち麦の啓発に関する 記事を掲載、またケーブルテレビでもち麦に関 する番組を毎月制作・放送し、食に関する意識 啓発を行った。	А	毎月記事や番組を作成するという形を続けてきたが、継続的に取り組んでいくために、毎月発信することを取りやめ、随時情報発信するとともに、時期によって特集を組むなど、引き続き啓発に取り組む。					
	61	市全体への食に関する意識啓	各種事業(健診、相談、健康展、広報紙、ケーブルテレビ、リーフレット配布等)を通じ、健康づくりや食育についての情報提供を行い、食に関する意識啓発を図り、地産批当や知奇を推進します。「令事パランフガ	健康課	各種保健事業(健診、相談、教室、ケーブルテレビや広報紙による保健センターだより等)を通じ、健康づくりや食育についての情報提供を行い、食に関する意識啓発を行った。	Α	食に関する情報を健診や教室、ケーブルテレビ、 広報紙、ホームページ等で継続的に啓発していく 必要がある。				
			地産地消や和食を推進します。また、「食事パランスガイド」「食生活指針」「日本人の食事摂取基準」などを参考に、相談を実施します。	農政課	小中学生に対して、もち麦の栽培体験や、もち麦を使った料理教室、もち麦に関する授業、パンフレット配布などを実施し、加東市産もち麦に対する理解を深めることができた。また、学校やこども園の給食で加東市産もち麦を取り扱ったり、ファーマーズマルシェ(生産者が直接販売する市場)や農業関係者と連携したイベントの開催するなど、地産地消及び健康について意識啓発を図った。	А	子どもたちに加東市産もち麦をはじめとした地産 地消に対する理解の醸成を図るため、継続的な実 施が必要であること。				

具体的施策3 家庭教育の学習機会の充実

①家庭の教育力の向上

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
62		子どもに対する教育のはじまりの場である家庭の教育力 の向上のため、保護者への学習機会の充実や家庭教育に 関する相談体制の充実を図ります。				
			生涯学習課	加東市連合PTAにおいて、実践発表大会を実施 し、学校・地域・家庭が連携して子どもを育て ることの意識向上につながった。	Α	引き続き他課と連携して、家庭教育の重要性を啓 発する。
62-1		親の学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家 庭を見守る体制づくりにより、家庭教育の重要性を啓発 します。	学校教育課	授業参観や学級懇談会、学級通信等で、学級連 営に対する担任等の思いや家庭教育の重要性を 発信。家庭学習の充実に向け、家庭での学習課 題の適切な設定や保護者懇談等の有効活用によ り、家庭と連携した取組を進めた。	Α	継続して、学校だよりやホームページ等を活用して情報発信することで、子どもの成長した姿を通じて、9年間を見通した家庭教育の重要性の啓発に取り組む。
			こども教育課	市内児童館において、「かとう子育でセミナー」を実施。参加型の継続的な調座への参加により、積極的な話し合いが見られ、深い学びの機会となった。	Α	家庭での教育として、母親だけでなく父親や祖父母にも参加できるような講座を実施するため、参加者募集の工夫をしていく。
62-2		児童館等において大学教員を講師に子育てに関する講座 を開催し、保護者への知識普及・向上に努めます。		公立園で大学教員を講師に迎え、講座を実施した。	В	引き続き、子育てに関する保護者向け講座を実施 していく。
62-3	子育て講演会・教育講演会等 への支援	(生涯学習課) 親の学びの機会として、保護者向けの講演会を実施します。 支援 (学校教育課) 家庭教育の重要性の意識啓発のため、保護者向けの講演 会を実施します。	生涯学習課	加東市子育て応援ネット推進連絡会において、 「児童虐待防止に向けて」等の講演会を実施 し、時代の変化に伴う子育てについて、親に学 びの機会を提供できた。	А	引き続き、講演内容の充実を図るとともに、新規 参加者の増加を図る。
02 3				家庭教育の大きな課題の一つである情報モラル について親子向けの講演会を開催し、情報機器 を巡る最新の情報を親子で共有した。	А	今後も、子ども達が被害者にも加害者にもならないよう、情報機器を使用する際のルールを家庭で話し合い、決めたルールを家庭で守るよう啓発していく。

具体的施策 4 経済的支援

①子育て家庭への経済的支援

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
		児童手当等の支給を通じ、子育て家庭における経済的負担の軽減に努めます。				
63-1		O歳から中学校修了前までの児童を養育している人に対 して手当を支給します。(所得制限有)	福祉総務課	児童の健やかな成長と家庭生活の安定を図るため、児童手当を支給した。R6.10月から児童手当制度が拡充され、所得制限の撤廃、支給対象が高校生年代まで延長、第3子以降の手当額が一律3万円に増額した。	А	制度が複雑になったため、手続きに関する説明を丁寧に行い、適正な支給に努める。
63-2	乳幼児等・こども医療費の助 成	乳幼児等・こども医療費の一部を助成します。(所得制限あり。ただし、0歳児については所得制限なし)0歳から中学校3年生まで、外来・入院とも自己負担はありません。また、他の公費負担の医療制度の助成を受けた場合、自己負担額の助成を行います。	保険医療課	R4.7月から所得制限を撤廃するとともに、高校3年生に相当する年齢まで助成対象を拡大した。	А	乳幼児等医療費助成事業 の助成について、所得制限なしで、高校3年生に 相当する年齢までのすべての子どもの医療費自己 負担の無料化を継続する。
63-3	未熟児養育医療助成制度	医師が、入院による養育が必要と判断した未熟児に対して、保険適用となる入院医療費の自己負担額および入院時食事療養費に係る自己負担額の全額を助成します。	保険医療課	医師が、入院による養育が必要と判断した未熟 児に対して、保険適用となる入院医療費の自己 負担額及び入院食事療養費に係る自己負担額の 全額を申請により助成した。	Α	未熟児養育医療助成制度について、引き続き周知 を行うとともに、助成を継続する。
63-4	就学援助【再掲】	経済的理由によって就学困難と認められる小中学校の児 童生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助し ます。	教育総務課	学校や広報により制度を周知し、窓口やオンラインによる申請受付により対象者へ援助を実施した。	А	4月から申請を受付しているが、支給決定に必要な所得確認が6月以降となり審査結果送付まで時間を要するため、今後は案内時期を改め事務の効率化を進める。

63-5	奨学金給付【再掲】	経済的理由等により高等学校への就学が困難な生徒に対 して、一定額の奨学金を支給します。	教育総務課	奨学金を支給対象者に支給した。		社会福祉課との連携により、対象者に確実に給付できるよう努める。
63-6	清贴鲜旧帝生往通学择助	加東市立の小学校に遠距離通学する児童の保護者に対して、通学費の一部を援助します。また、遠距離通学に該当する地域の児童生徒の通学にスクールバスを運行します。	教育総務課	対象者なし。		対象者の把握に努め、新たに対象者があった場合は、速やかに対応します。
63-7	自転車通学ヘルメット購入費 補助	加東市立の中学校に通学する生徒の保護者に対して、通 学用ヘルメットの購入に要する費用の一部を補助しま す。	教育総務課	加東市立の中学校に通学する生徒の保護者に通 学用ヘルメットの購入費補助を実施した。	A	通学用ヘルメットの購入費補助を適正に進める。

基本施策Ⅱ-2 子育てと仕事の両立の推進

具体的施策1 子育てと仕事が両立できる環境整備の推進

①子育てと仕事が両立できる環境整備の推進

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
64	子育てしやすい職場環境づく	仕事と生活のバランスが取れる、働きやすく子育てしやすい環境づくりについての意識啓発を行います。また、男女が共同して家庭責任を果たし、ともに自立した生活を送ることができるよう、家事・育児・介護などをテーマにした学習機会の提供と意識啓発に努めます。				
64-1	「ワーク・ライフ・バラン	加東市企業人権教育協議会の社員研修会において、ワーク・ライフ・パランスや男女共同参画を視点においた研修を充実させ、企業啓発を行います。また、広報活動に 努めます。	人権協働課	加東市企業人権教育協議会(企人協)と連携 し、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍、男 性の働き方改革等を扱った研修会を実施した。 実施回数:1回(40名参加)	В	市内事業所のうち、企人協に所属する事業所が限られる。引き続き、会員事業所を増やすため、勧誘を行うとともに、研修会の参加者を増やすため、内容を工夫する。

①子育てと仕事が両立できる環境整備の推進

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
64-2	在124.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	育児休業取得についての職場の理解を深めるため、広報紙やパンフレット、ポスター等の活用をはじめ、さまざまな機会を通じて意識啓発に努めます。また、男性も含めた育児・介護休業制度の周知と活用促進を図ります。特に、行政機関から率先して、育児休業や育児短時間勤務などを取得しやすい職場環境づくりを推進し、部分休業や育児短時間勤務などの取得向上に努めます。	人事課	特定事業主行動計画に基づき、子の出生を予定する職員に対し育児休業、育児関連休暇等の制度案内を行うことにより、男性関連の育児休業取得率が20.3ポイント(6名増)向上した。男性職員の育児休業取得人数:11名男性職員の育児休業取得割合:91.7%	А	引き続き育児休業制度等の庁内周知、対象者への 勧奨を通して制度の定着を図るとともに、安心し て制度を活用できるような職場環境づくりを推進 する。
			商工観光課	今年度は、育児・介護休業法の改正に関する事柄を、商工業かわら版LINEを通じて登録事業者へ周知を行った。		引き続き関係各課と連携し、情報発信と発信でき る情報の収集に努める。
			1 1/r1+h /F1=m	加東市企業人権教育協議会(企人協)と連携 し、育児休業等を扱った研修会を実施した。 実施回数:1回(40名参加)	В	企人協の育児休業等を扱った研修会への事業主や 人事担当者の参加が少ない。引き続き、内容を工 夫するとともに、研修会以外にも育児休業に関す るチラシの配布などを行う必要がある。
64-3	月光及时间到份利及寺の石田	育児や介護をしながらでも、無理なく仕事が続けられる ような職場環境づくりを推進し、行政機関から率先して 活用を促進します。	人事課	育児短時間勤務制度に加え、部分休業、時差出 勤等の制度について庁内周知、勧奨を行い、職 員の個々の育児状況に柔軟に対応した多様な働 き方の実現に努めた。 育児短時間勤務:0名 部分休業:7名	А	引き続き各種制度の庁内周知を行うとともに、制度を活用しやすい職場環境づくりを推進する。

具体的施策2 家庭への男女共同参画の啓発

①家庭への男女共同参画の啓発

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
65		固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、家族が家事、育児等の責任をともに担い、相互に協力できるよう、「第3次加東市男女共同参画プラン」に基づいてセミナー等を充実し、「男女共同参画」について啓発します。				
65-1	男女共同参画セミナー等	セミナーや研修会の実施やさまざまな媒体を通じて男女 共同参画に関する啓発に努め、固定的な性別役割分担の 見直しを促します。	人権協働課	セミナーは、女性リーダー育成研修を5回、女性のための就労支援セミナーと男性対象子育て講座を1回ず実施した。また、加東市民人権講座で「男女共同参画と防災」をテーマにした講演会、男女共同参画週間には、広報かとうへの記事掲載や図書展示を、人権啓発情報誌では、ジェンダー平等を啓発するグループの巻頭コラムの掲載等を行い、幅広く啓発した。	А	セミナーの参加者が固定化しており、参加をして ほしい団体や個人に声掛けを行ったが、依然とし て、参加者集めに苦戦している。今後も開催時期 や時間、内容を情報収集をしながら検討し、工夫 してセミナーを実施する。

具体的施策3 ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭に対する支援の充実

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
66	ひとり親家庭に対する支援	ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、母子・父子 自立支援員や家庭児童相談員による相談体制、日常生活 の支援、就業支援などを行います。				
66-1	母子・父子自立支援員による 相談	ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談・指導等、 生活全般の支援を行うとともに、職業能力の向上および 求職活動に関する支援を行います。	福祉総務課	ひとり親家庭の親が抱えている様々な悩みごとの相談に応じ、自立に必要な情報提供や支援を行った。また、求職情報の提供や市役所でのハローワーク臨時相談窓口開設を行い、就労支援を行った。	Α	ひとり親家庭への支援について、制度等が浸透していない可能性があるため、必要な情報提供や就労支援を行いながら今後もひとり親家庭の自立を支援する。
66-2		家庭で児童を養育していくうえでのさまざまな悩み、心 配事について相談に応じます。	福祉総務課	母子父子自立支援員や健康課等関係機関と連携 しながら子育てに関する相談に対応し、必要に 応じて家庭訪問を実施した。	Α	今後も必要に応じて、子ども家庭支援員と母子父 子自立支援員、健康課等が連携しながら相談、支 援を行う。
66-3	自立支援教育訓練給付金	公共職業訓練や職場適応訓練を受ける場合に、雇用保険 の受給資格者以外の者であって一定の要件に該当する場 合に、教育訓練の受講に係る経費の一部を助成します。	倫仙総務 課	主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進 を図るため、就労につながる指定教育訓練講座 を受講し、修了したひとり親家庭の親に対し、 給付金を支給した。	А	今後も必要な親に対して、給付金の情報提供を行い、利用を勧める。
66-4		看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成 機関等で修業する場合に給付金を支給します。	福祉総務課	就職に有利な資格の取得により、安定した収入 を得て自立することと、養成訓練受講期間の生 活の負担軽減を図るため、一定期間以上養成機 関で修業するひとり親家庭の親に対し、給付金 を支給した。	А	今後も必要な親に対して、給付金の情報提供を行い、利用を勧める。
67	ひとり親家庭に対する経済的 支援	各種手当の充実に努め、ひとり親家庭を経済的に支援 し、生活の安定、自立支援を目指します。				
67-1	児童扶養手当の支給	父母の婚姻解消等により父または母と生計を同じくしない児童を養育している方に手当を支給します。また、父または母が重度の障害を有する場合も、同様に手当てを支給します。 (いずれも所得制限あり)	福祉総務課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援のため、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童(障害の状態にある児童については20歳未満)を養育する父又は母等に、児童扶養手当を支給した。	А	今後もひとり親家庭の相談を受け、必要な家庭に 手当を支給する。
67-2	母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の経済的自立と、扶養している児童の福祉 を増進するため、修学資金、技能取得資金等の貸付を行 います。	福祉総務課	経済的自立や児童の修学等で資金が必要になっ たひとり親家庭に対し、貸付を行った。	Α	今後も必要な親に対して相談、貸付を行う。

ı			67-3	母子家庭等医療費の助成	18歳に達した年度の末までの児童、または20歳未満の高校子中の児童を監護する母または父および児童、遺児の受給対象者に対して医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。(所得制限あり)		母子家庭等医療費の助成として、ひとり親家庭の監護者及び児童(18歳の年度末又は20歳未満の高校在学者)の医療費の一部を助成した。 ※対象者の所得制限あり ※R4.7月~0歳から高校3年生に相当する子どもの医療費について、所得制限を撤廃し、無償化することで、安心して子育てができるように取組んだ。	Δ	母子家庭等医療費の助成については、今後とも、 県との共同事業として助成を継続する。 また、乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助 成事業の助成について、所得制限なしで、高校3 年生に相当する年齢までのすべての子どもの医療 費自己負担の無料化を継続する。
---	--	--	------	-------------	--	--	---	---	---

基本目標Ⅲ みんなで子育てを応援するまちづくり

基本施策Ⅲ-1 地域の子育て応援の輪づくり

具体的施策1 地域のネットワークづくり

①顔の見える地域づくり

	7072 0 7074 7 1 7										
No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)					
68	地域交流・助け合い活動の推 進	子どもや子育て家庭を見守り、支え合う地域社会づくりに向け、地域との協働による子育て支援の取組を推進するとともに、関係機関・団体の連携を密にし、地域に根ざした子育て支援策の充実を図ります。									
68-1	小地域福祉活動	住民相互の自主的な活動である小地域福祉活動推進地区への支援と普及啓発、また未実施地区への働きかけを行います。	社会福祉協議会	広報誌や公式SNSで各地域で行われる活動について紹介し、活動の促進を行った。	Α	各地区の活動内容の情報集約と活動にかかる分析 が必要と考えている。					
			福祉総務課	民生委員・主任児童委員等が、子どもの登下校 時の通学路の見守りや、地域の子育て世帯への 見守り活動を行った。	Α	子どもや子育て世帯の孤立を防ぐため、見守り活動を継続する。					
68-2		地域の活動拠点づくりと見守り活動など、小地域福祉活動推進地区への支援と普及啓発を行います。	社会福祉協議会	継続して小地域福祉活動の推進に努め、活動内容の検討に資するよう研修会を実施した。 実施地区数:82地区 研修会:R7.3.20「活動発表、グループワーク」	А	各地区の活動内容の情報集約と活動にかかる分析 が必要と考えている。					
68-3	連携の強化	地域内の福祉問題の解決、助け合い活動のネットワーク づくりを進めるために、民生委員・児童委員・民生児童 協力委員、自治会、婦人会等と協力しながら地域でのき め細やかな見守り・助け合い活動に取り組みます。	福祉総務課	民生委員・主任児童委員の学校訪問を実施する ことにより、民生委員・主任児童委員と学校と の関係づくりに努めた。	А	問題行動の未然防止・早期発見のため、常に連携 して問題解決に取り組む。					
69	子ども同士のつながりの強化	異年齢の子ども同士で学びあえる縦のつながりを強め、 豊かな人間関係づくりに努めます。									
69-1	たてわり活動	保育所、認定こども園や小学校において縦割りによる活動を行い、年齢や学年を超えた交流を促進します。また、地区の子ども同士のつながりを強めるため、地区ごとの遊びや活動をさらに増やすよう取り組みます。	保育所・認定こども園	年間を通して、縦割りの保育を計画し定期的な 異年齢保育を実施した。また交流行事や近隣小 学校とも自然な異年齢のかかわりが持てるよう に環境の構成をし、子どもたちの成長やつなが りを深めた。	А	園での縦割り活動は実施できているが、地区の子 ども同士のつながりを強めるため、地区ごとの遊 びや活動に取り組む工夫をする。					
			学校教育課(学校関係)	各小学校のたてわり班活動での遊び・話し合い 活動を通じて、上級生と下級生が互いに思いや る気持ちを育んだ。	А	子ども達が習い事等で忙しくなり、地域で遊ぶ機 会が減っている。					
69-2		放課後や週末における、スポーツや文化活動等のさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を推進します。また、各地区での実施に向けた支援を行います。	生涯学習課	地域の指導者や学生ボランティア、異年齢の子どもたちが一緒になって活動し、勉強や遊びの 交流を通して、人間関係、上下関係、規律及び 道徳心を理解し、仲間づくりの術を学ぶことが できた。 実施回数:7回	А	今後も、教室の基盤を支える地域指導者の要望を 聞き、協力体制を維持しながら、教室運営に努め る。					

69-3	交流活動の推進	小中一貫校の開校に向け、学級や学年を超えた交流を深めます。また、行事や児童会・生徒会交流等を通して、小学校間および小中学校間の交流を継続的に実施します。	小中一貫教育推進室	社地域では、各学年ごとや全児童で1年間に複数回の交流活動を行い、社学園開校に向けた児童のスムーズな人間関係の形成につなげることができた。滝野地域の小学校でも、自然学校などの行事を利用して交流活動を行った。また、小中交流においては、夏休みに児童会と生徒会合同で、あいさつの取組やネット利用ルールの見直しについての話し合い活動を行った。東条地域では開校4年を終え、計画的に異学年交流を活発に行った。		滝野地域では、各学年の交流活動を一層推進し、 小中一貫校開校に向けて、人間関係の形成ができ るようにする。東条、社地域では児童生徒が主体 的に活動する異学年交流を行う。			
木的協等 2	的施策2 地域の教育力の向上								

具体的施策2 地域の教育力の向上

①地域の交流を通じた教育力の向上

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
70	地域の活動を通じた「子育て 力」の醸成	各事業を通じた世代間交流活動等を支援することで、地域の教育力・福祉力を高めます。				
70-		保育所、認定こども園、学校、子ども会、自治会等の協働による行事の開催など幅広い年齢層がともに集える事業を促進します。	生涯学習課	加東市子ども会育成連絡協議会、加東市連合婦 人会などの支援団体の活動においては、各種事 業を通じて、地域内や世代間の交流を深めるこ とができた。 実施回数:8回	А	今後も、幅広い年代の方々が集まる事業を実施 し、世代間交流の機会を提供できるように努め る。
			こども教育課	児童館等において、古くから伝わる行事やあそびなどを企画し、子育て親子と地域の方々との世代間交流を促進した。	Α	イベントや行事を開催することで世代を超えた幅 広い年齢層が集える場を提供し、地域全体で子育 てに関心を持たせる。
70-	小地域福祉活動【再掲】	住民相互の自主的な活動である小地域福祉活動推進地区 への支援と普及啓発、また未実施地区への働きかけを行 います。	社会福祉協議会	広報誌や公式SNSで各地域で行われる活動について紹介し、活動の促進を行った。	Α	各地区の活動内容の情報集約と活動にかかる分析 が必要と考えている。
70-	スポーツ活動を通じた地域の交流促進	出前講座によるニュースポーツ体験を通じて地域の世代 間交流の活性化を推進します。	生涯学習課	出前講座によるニュースポーツ体験を実施し、 地域・世代間交流の活性化を図ることができ た。 実施回数:5回	А	引き続き、ニュースポーツ体験を実施し、近年希 薄化している地域・世代間交流の一助となるよう に努める。

②地域の子育て人材づくり

_							
	No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
	71	子育てサークル活動の支援	活動環境や運営方法についての助言を行うなど、自主的な子育てグループの結成を支援します。また、グループが地域の身近な場所で活動できるよう、場所の確保、運営の助言、協力者・ボランティアの調整等の支援を行います。	こども教育課	9のサークルを支援し、毎月イベントを開催した。 た。 開催回数:108回 参加人数:1,753名	А	活動場所の確保、運営の助言、協力者との調整など、積極的に支援する。
		カーブルを文法する台域国の	関係機関が情報交換を行うことで、支援の充実につなげます。また、人材育成、サークルの活性化、ニーズの把握を行い、支援方針の統一化を図ります。	(関係各課)	児童館厚生員が福祉総務課、健康課、発達サポートセンターと情報交換等の連携をすることにより、サークル活動への助言を行うことで、活動の活性化を図った。		人材育成、サークルの活性化のために、ニーズの 把握を行う。関係機関との情報交換に努めること で、支援の充実を図る。
	73	サークル同士による交流の促	市内の子育でサークルの交流会を実施し、活動の違いを 超えた交流の場を提供します。また、各サークルと児童 館の連携を強化することで、各児童館の長所を生かせる よう努めます。	(関係各課)	3館のサークルが集まり、「かとう子育てセミナー」を開催した。 開催回数:8回 参加人数:734名	Α	交流回数を増やす工夫をする。
		子育てボランティア・子育て サポーターの育成	地域の人材を子育て支援に活用するため、ボランティア の発掘と育成に努めます。また、子育てサークル等にお いて、子育て当事者や子育て経験者が子育てサポーター として活躍できる環境を整えます。	こども教育課	子育てグループでは、当番制の活動を実施した。当番で活動の計画を立て、準備、司会、進行を行った。	6	ボランティアの発掘と育成に努め、子育て当事者 や子育て経験者が、子育てサポーターとして活躍 できる環境を整える。

具体的施策3 情報の提供

①子育て情報提供サービスの充実

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
75	子育て情報の提供	市広報紙、ホームページ、パンフレットやチラシなどのさまざまな媒体を通じて、子育てに関する情報や施設、イベントを周知します。	-24 -			

	75-1	市広報紙等による子育て情報 の充実	毎月広報紙に児童館情報を1ページ使って掲載し、その ほか各種健診や図書館等の情報を適切な時期に掲載しま す。	秘書広報課	市広報紙に、児童館・図書館のイベント情報を毎月掲載したほか、子育てに役立つ情報を随時掲載するとともに、8月号では子育て支援の特集を掲載した。	А	広報紙の限られたスペースでは情報量に限界がある。ホームページ及びSNSの内容を充実させ、そちらに誘導することで効果的な情報提供を行っていく。
7:		レビにおける子育て情報の充	ホームページのほかフェイスブックなどのSNSアプリ を利用して、市からのお知らせや各施設で実施している 事業内容について、情報提供を行います。	秘書広報課	市広報紙をホームページとSNSに掲載するとともに、子育てに関する講演会の案内などの情報をホームページ、SNS、ケーブルテレビを活用して周知に努めた。	А	ホームページやSNSと連動した取り組みを行っているが、まだまだ周知が足りない。SNSで情報を伝えるためには内容の充実とともに登録者数を増加させる取り組みが必要。
				企画政策課	SNSを通じて、イベントの告知を行うととも に、イベントの様子を発信した。	А	SNSにおける子育で情報の発信回数の増加。
	75-3		市広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等、多様な媒体を活用し、計画の内容を公開し、市民への周知を図ります。また、概要版を全戸配布します。	こども教育課	計画書(概要版)を市のホームページに掲載し 周知に努めた。また、R7年度からのこども計画 策定のため、R2~R5年度の取組を総括的に評価 し、その内容及び会議録等をホームページで公 開した。	Α	こども計画や概要版、こども向けリーフレットを 身近なものとして、市民や関係者が気軽に確認で きるように工夫する。
	75-4	まちの子育てひろば情報	保育所・認定こども園の情報、まちの子育てひろばの活動や子育てイベントなどのお知らせを掲載し、市内保育所・認定こども園や公共施設、子育てサークル等へ配布またはホームページで発信します。	社会福祉協議会	情報誌「かとうまちの子育て広場」を2か月に1 回発行し、定期的な情報提供を行った。他、社 協ホームページ、公式SNSを通じて情報を発 信。	А	効果測定の方法について検討が必要と考えてい る。

基本施策Ⅲ-2 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり

具体的施策1 快適な環境づくり

①良質な住環境確保のための支援

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
76	ゆとりある住環境確保のため の支援	子育て家庭がゆとりのある良質な住環境を確保できるよう 支援します。				
76-1	定住を促進する住宅地の供給	各種土地利用制度等を地域と協働で導入することにより、子育て家庭にとっても住宅地を確保しやすくなるような施策を推進します。		今後の区域区分のあり方を検討するために、土地利用方針の見直しを検討した。また、働く世代住宅取得支援事業補助金を交付した。 交付件数:12件	А	区域区分に代わる新たな土地利用コントロールの 検討を進めていく。
76-2	市営住宅の整備・供給	住宅に困窮する低所得の子育て家庭がゆとりある居住環 境を確保できるよう、計画的に修繕を行い、良質な市営 住宅供給に努めます。		市営住宅長寿命化計画に基づき躯体の長寿命化 や居住性向上を計画的に進めるとともに、修繕 工事等の維持補修工事を行い、安全・安心な住 環境を整備した。 補修工事対象:嬉野台団地、家原団地、 下三草団地	Α	計画的に修繕を行い、良質な市営住宅供給に努める。

①良質な住環境確保のための支援

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
76-3		低予算での購入・賃貸が図れる空家の子育て家庭への情報提供とマッチングを積極的に行い、ゆとりある子育て環境づくりを支援します。	都市政策課	空家バンク制度をPRするとともに、空家活用支援事業についてホームページや広報紙で情報提供を行った。 相談件数:95件		活用件数の増に向けて、空家バンク制度等のPRを 行う。
76-4		昭和56年以前に建築された住宅に対する耐震診断・耐震 改修助成制度の普及啓発および促進に努め、安全・安心 な住環境づくりを支援します。	都市政策課	ホームページ及び広報誌の掲載やチラシの配布 により、耐震関係の各種制度の啓発に努め、簡 易耐震診断、住宅耐震改修計画策定費、住宅耐 震改修工事費、建替工事費の補助を行った。		耐震化の推進に向けて、必要性、補助制度の周知 を行う。

②子どもがのびのびと過ごせる遊び場づくり

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
77	公園の整備促進	子どもたちや親子が身近で楽しめる遊び場となるよう、 整備や経年劣化した施設の修繕、改修等に努めます。				

77-1	地域に即した公園の整備	公園については、既存施設で需要を充足していることから、新規設置の計画はありません。ただし、道路事業と合わせたポケットパークは必要に応じ設置していきます。区画整理事業等により新たに設置する場合は、地域の実情に即した公園を、地域との協働のもとに整備します。	土木課	地域の活動や交流の場として利用されており、機能の維持のため、適切な管理に努めた。	А	公園の日常点検や定期清掃等を行って公園の維持管理を行う必要があるため、公園の日常点検を実施し、異常箇所が見つかれば修繕を行う。
77-2	遊具の設置等の整備	遊具等の安全点検を定期的に実施し、劣化や損傷の進行を未然に防止する対策を講じるとともに、劣化が進行している遊具から計画的に更新します。	土木課	51箇所の公園に設置する遊具等2,485施設のうち、約280施設について更新が完了した。	Α	公園長寿命化計画に基づき、改修が必要な遊具等 の補修設計及び整備工事を行う。
77-3	美しい遊び場環境の提供	公園の定期的な清掃や除草、高木の剪定や芝生の刈込を 行い、景観的に美しく、清潔な遊び場環境の維持に努め ます。	土木課	事業者による定期清掃や除草を実施し、公園の 環境維持に努めた。 加東市公共施設アドプトプログラムの実施によ り、地域の方にも環境美化に対する意識の高揚 を図った。	А	加東市公共施設アドプトプログラムの実施により、地域の方にも環境美化に対する意識の高揚を図り、地域の人々による公園の維持管理の輪を広げる。
具体的施策 2	2 安全・安心な環境づく	_ا				
①小児医療	夢の充実					
No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
78	広域的な小児救急医療体制の 整備	加東健康福祉事務所、医師会など関係機関との連携を行い、地域における医療体制の推進を図ります。加東市民病院では、今後も地域住民が安心して暮らせるよう、小	健康課	子ども医療電話相談(#8000)の紹介や子どもによくある症状、対処方法について広報等での周知に努めた他、面接の機会等では保護者に丁寧に説明し、普及啓発に努めた。	А	子ども医療電話相談(#8000)の周知の強化。
		児科診療を継続していきます。	加東市民病院	R6年度は、R5年度より3日増やして、週5日の外 来診療を行い、入院が必要な場合は、北播磨地 域の近隣病院との連携により対応した。	Α	小児科医の確保による継続的な平日週5日の外来 診療の確保 (R7年度平日週4日)
79	かかりつけ医づくりの推進	かかりつけ医を持つことの必要性や適正受診、救急医療 体制について、新生児訪問や乳幼児健診等で周知・啓発 を行います。	健康課	新生児訪問をはじめ、乳幼児健診等で、かかり つけ医を持つことを推進し、かかりつけ医に早 めに相談・受診を行うよう啓発した。	Α	かかりつけ医を持つことの周知の強化。
②有害環境	- 竟の浄化					
No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
80	有害図書自動販売機の設置防 止	有害図書等自動販売機の設置防止や監視を行い、健全な 環境づくりに努めます。	青少年センター	県民局、青少年補導委員と連携して、市内の青 少年に有害な環境の調査を行う等設置防止に努 めた。	А	現在、市内には有害図書等児童販売域の設置は認められないが、いつ、どこに設置されるかは予断が許さないことから継続して活動する必要がある。
③公共施設	・ 道路環境の整備					
No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
81	道路の段差解消	市内の幹線道路において、子どもの通行や車椅子、自転車などの利用に支障をきたす箇所については、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づいた改善を順次実施します。今後の整備にあたっては、利用状況の把握に努め、緊急を要する箇所、公共施設周辺など利用者の多い箇所から計画的に改善を進めます。また、国・県道についても、管理者に改善を要望していきます。	土木課	社貝原線の歩道設置箇所を段差の少ないセミフラット型で施工した。	А	子どもの通行や車椅子、自転車などの利用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き市内の幹線道路の段差解消に努める。国・県道についても、管理者に改善を要望する。
③公共施設	设・道路環境の整備				-	
No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
82	施設のバリアフリー化	子育で中の家庭が安心して生活できるよう、公共施設の バリアフリー化に努めます。	まちづくり創造課	口にぎわい交流施設「halK」 ・ R6.8月 だれでもトイレに子ども用便座を設置 ・ R6.10月 スロープに夜でも確認しやすくなるよう 蛍光の転倒防止テープを貼付	А	スペースや管理面の関係で対応できないケースも あるが、可能な限り利用者の意見を反映し、安心 して利用できる環境整備に努めていく。

④子どもの交通安全の確保

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
83	通学路の安全確保	子どもが交通事故の被害に遭わないため、学校・PTA・地域住民と連携を図り、要望や通学路および保育所・認定こども園の散歩コース等の見回り結果に基づき、カーブミラー・啓発看板・標識の設置を進めるとともに、必要な交通規制や信号機の設置を警察に要望し、交通事故から子どもを守るための安全確保を図ります。				
83-1	交通安全施設の整備	通学路にある見通しの悪い交差点などに、カーブミラー の設置を進めます。また、事故多発箇所等には、注意喚 起看板や啓発看板の設置を進めます。	防災課	子ども等が交通事故の被害に遭わないよう、通 学路等にカーブミラーや啓発看板を設置し、安 全確保を図った。 設置数:カープミラー6基 看板31枚	А	経年劣化した古いものを更新する必要がある。
84	交通安全推進活動の充実	児童・生徒に対する交通安全教育を充実するとともに、 運転者等に対する交通ルール、交通マナーの向上につい て、警察・交通安全協会と連携した啓発事業を推進しま す。				
84-1	交通安全推進活動への助成	各地区の自治会、シニアクラブ等の団体による交通安全 推進活動に対し、活動に必要な経費の補助を行うこと で、活動の充実を図ります。		加東市交通安全協会に対して負担金を交付し、 交通安全推進活動の充実を図った。 交付金額:1,670千円	Α	各機関と連携した活動を増やす必要がある。
84-2	交通安全教室の実施	警察や交通安全協会と連携し、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校での、啓発ビデオ鑑賞や信号機を使った歩行訓練、自転車の正しい乗り方の指導などを行います。また、通学時の自転車指導を実施するほか、生徒に交通安全効果の高い自転車用反射板を配付します。	防災課	加東警察署、加東交通安全協会と連携し、模擬 信号機を使った歩行訓練、自転車教室を開催す るとともに、通ヴーターを活用し、自転車の 安全利用の促進を図った。 さらに、自転車による交通事故対策として、市 内中学校1年生を対象に自転車用反射材を配布 した。	А	自転車シミュレーターの効果的な活用方法を検討する必要がある。

⑤子どもを犯罪被害から守るための活動の推進

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
85		市内の小中学校の要望を基に、通学路等への防犯灯の整備を進めます。また、新たな対策箇所の調査を実施し、さらに通学路の安全確保を図ります。また、主要な通学路や公共的空間で不審者出没情報のある箇所等に、防犯カメラの設置を進めるとともに、自治会での防犯カメラ・センサーライトの設置に対し、補助金を交付します。		地域や学校からの要望を基に通学路等へ防犯灯や防犯カメラを設置するなど、犯罪被害防止のための対策を講じた。 設置数:防犯灯53灯 カメラ3台	А	今後設置後年数が経過した防犯カメラの更新費用 が多く発生する。
86	防犯に関する情報提供	兵庫防災ネットの携帯電話メールサービスを利用した 「かとう安全安心ネット」による犯罪・防犯情報の配 信、ケーブルテレビ等による情報提供を実施します。幼 稚園、保育所、認定こども園、学校等を通じてチラシを 配布するなど、メールサービスへの登録を促進します。	防災課	防災行政無線、かとう安全安心ネットを活用 し、防犯・啓発の情報提供を行った。 かとう安全安心ネット登録件数:6,140件 (対前年度比305件減)	В	R6年度は初めて登録者数が大きく減少したため、 今まで以上に登録の促進を行う必要がある。
87	防犯対策の推進	児童・生徒に対し、防犯ブザーの携帯や、集団登校・集団下校の実施による安全な登下校を指導するとともに、個々の危機管理能力を高め、自分の身は自分で守る意識を定着させていきます。	学校教育課 _{害小年センター}	小学校の下校時間帯を中心に職員による青色防犯パトロールを実施した。また、警察と協働した110番の家への駆け込み訓練を実施し、児童・生徒の危機管理意識を高めたほか、児童・生徒に対する「声かけ」等の事案を認知した際は、市内全小・中・義務教育学校にメール等で情報発信するとともに、発生場所周辺に対する重点的な青色防犯パトロールを実施した。	А	毎年、実施して意識づけを行わなければ、児童生徒の意識の定着は難しいため、今後も継続して実施し、意識づけの定着を目指す。

⑤子どもを犯罪被害から守るための活動の推進

No	具体的な取組	内容	担当課	現状・実績 (記述式)	達成状況	残された課題など (記述式)
			教育総務課	市立小・中・義務教育学校の防犯カメラ、校舎 の点検及び修繕を行うとともに、特殊建築物定 期調査において、防火設備の点検を行い、安全 を確保した。また、遊具の点検を実施した。	А	計画的に整備・点検を実施する。
88	保育所・学校等の安全対策の推進	保育所、認定こども園、学校内の防犯設備の整備・点検等を行い、安全な環境づくりに努めるとともに、県警ホットラインや非常ベル通報器、防犯カメラなどの防犯 競備を整備し、園・校内の巡視の強化、危険箇所の点検などに取り組みます。また、教職員等の防犯意識の高揚のため、講習会を実施します。	学校教育理	市立小・中・義務教育学校において、児童・生徒・教職員を対象に防犯訓練を実施した。防犯訓練を実施した際、県警ホットラインの音量等が不調であった園では業者による調整を行った。	А	教職員に対して、いざというときに躊躇することなく、県警ホットラインを使用するという意識づけを引き続き行う必要がある。
			こども教育課	保育施設が日常的に利用する経路(お散歩コース)の安全点検を、加東警察、道路管理者、防災課と合同で実施した。また、市内の保育施設に勤務する保育教諭等を対象とした防犯に対する心構えやさすまた等の使用方法について講習会を開催した。	А	防犯設備の整備・点検等を行い、安全な環境づく りに努めるとともに、園・館内の危険箇所の点検 等に取り組むほか、職員等の防犯意識を高揚させ るため、講習会等を実施する。
89	地域ぐるみの防犯活動の推進	「子ども110番の家」などの、子どもの駆け込み場所の設置や、まちぐるみ防犯グルーブ活動を通じ、子どもたちへの声かけ・見守り活動を行うことで、地域の子どもたちは地域で育てるという意識を高め、地域の防犯力の向上を図ります。				
89-1	まちづくり防犯グループ活動	各地区の自治会、シニアクラブ、婦人会、PTA等の団体によるまちづくり防犯グループに対し、活動に必要な経費への補助金を交付することにより、支援を行います。	防災課	市内の地区がまちづくり防犯グループとして県 に登録し、見守り活動を行った。 民年度は防犯パトロール活動にかかる必要な経 費の補助事業の活用がなかった。	В	補助事業の内容や活用事例などをより積極的に周知し、活動をより一層支援する必要がある。
89-2	防犯パトロールの実施	ルの実施 通学時間において、青色回転灯を灯火した公用車による 防犯パトロールを行います。	防災課	下校時間帯における犯罪の発生を抑止するため、週3回通学路を重点に小学校の下校時間帯に職員が防犯パトロールを行った。 パトロール回数:110回	В	小中一貫校の開校に伴い、パトロールの実施内容 を見直す必要がある。
			青少年センター	毎月第1火曜日の登校時間帯や終業式、始業式 等の学校行事や小学校の下校時間帯を中心に、 職員による青色防犯パトロールを実施した。	А	下校時間帯に回れる範囲が限られており、重点を 思考したパトロールを実施している。
89-3	子ども110番の家	子どもがトラブルに巻き込まれそうになったときに逃げ込める一時避難場所として、「子ども110番の家」を地域の民家や商店、公共施設等に設置します。また、制度や場所の詳細についてPTAに啓発していきます。	学校教育課 青少年センター	「子ども110番の家」のボランティアに対して警察が作成した「子ども110番の家活動マニュアル」を小学校を通じて配布したほか、子ども見守り隊の会議に出席し、情報交換を行った。	А	「子ども110番の家」のボランティアに、いざというときに対応できる意識づけを警察と連携して引き続き行う必要があります。
90	青少年の健全育成活動の推進	青少年の健全育成を阻害する問題を早期に解決するため、地域と連携しながら、通学路の安全確保や補導活動などに取り組みます。特に、有害なネット環境から子どもで守るため、「加東市ネット見守り隊」を中心に、地域・学校・保護者と連携しながら、さまざまな取組を進めていきます。	子仪教育課	青少年補導委員と連携した子どもの見守り活動を推進するとともに、加東市通学路安全推進会議などを通じて通学路の安全確保を図りった。また、加東市ネット見守り隊の活動の一環として各学校における情報モラル教室を開催したほか、ネットパトロールで得た情報を各校と共有する等の取組を推進した。	А	日々、変化するネット情報を迅速かつ的確に提供する必要があるため、警察やネット見守り隊特別 監視員と連携して各学校へ情報提供する。

91	防犯意識の高揚のため、市内の危険箇所についての情報 提供や、市広報紙、チラシ等を活用した啓発に努めま す。	防災課	防犯等に対する意識の向上を目的に、安全安心 のまちづくり加東市民大会を開催し、表彰式や 講演会を実施した。 参加人数:295名(対前年度比16名増)		交通安全・防犯意識の高揚に向けた新たな取組も 含めて、「安全安心のまちづくり加東市民大会」 のあり方を検討する必要がある。
92	防犯活動を行っている各種団体、機関の連携を密にし、 総合的な防犯協力体制づくりを強化します。	防災課	加東警察署、加東防犯協会と連携を密にし、総合的な防犯協力体制づくりを行った。また、防犯協会に対して負担金を交付し、活動を支援した。	В	各機関と連携した活動を増やす必要がある。